

子どもは「元気」 子育ては「楽しく」
みんなで「サポート」するまち あつぎ

あつぎこども未来プラン

平成22年度～平成26年度



平成22年3月

厚木市

はじめに

厚木市では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「厚木市次世代育成支援計画」を策定し、子育て支援に係る施策を推進してまいりました。

その後、少子化・核家族化の進行とともに、子どもとその家庭を取り巻く環境が変化している中、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現への新たな対策や、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを社会全体で進めていくことが、これまで以上に求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、未来を担う子どもたちが元気で心豊かに成長するよう、より一層の子育て環境の充実を図るため、新たな計画「あつぎこども未来プラン」を策定しました。

本プランは、基本理念として『子どもは「元気」 子育ては「楽しく」 みんなで「サポート」するまち あつぎ』を掲げ、この理念の下、「子どもが元気で心豊かに育つ環境づくり」、「子育ての楽しさ・喜びを実感できる暮らしづくり」、「みんなで子どもと子育て家庭をサポートする体制づくり」の3つの柱を基本目標に、様々な分野にわたる施策を総合的に推進し、具体的な事業を展開することにより、日本一の「子育て環境」を目指してまいります。

今後は、本プランに基づき、市民、地域、企業、関係機関など様々な担い手の方々との協働のもと、誰もがあつぎは子育て環境が充実していると実感でき、あつぎの子どもたちが元気にあふれ心豊かに育つよう、全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり御尽力いただきました、次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様を始め、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々に心から感謝申し上げます、ごあいさついたします。

平成22年3月



厚木市長 小林 常良



目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 これまでの国の施策.....	3
3 計画の位置付け.....	5
4 計画の期間.....	6
第2章 厚木市の現状.....	9
1 人口動態と子どもの世帯.....	9
2 少子化の動向.....	13
3 保育環境・教育環境の状況.....	20
4 子育て支援に係るニーズ調査結果の概要.....	22
第3章 基本理念と基本的な考え方.....	35
1 基本理念.....	35
2 基本目標.....	36
3 基本的視点.....	37
4 基本施策.....	38
5 施策の体系.....	40
第4章 施策の展開.....	45
基本施策1 地域における子育てサポート体制の充実.....	45
基本施策2 子どもと親の健康づくりの推進.....	49
基本施策3 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実.....	52
基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備.....	57





基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	60
基本施策6 セーフコミュニティの推進	62
基本施策7 特別なサポートを必要とする子育て家庭への取組の推進.....	65
基本施策8 未来を創る心豊かな人づくりの推進	69
目標事業量(特定14事業)の数値目標	72
 第5章 次世代育成支援計画の進ちよく状況.....	 77
1 基本施策別における進ちよく状況	77
2 目標事業量(特定14事業)の進ちよく状況.....	83
 第6章 計画の推進体制	 87
1 計画の推進体制	87
2 関係機関との連携強化	87
 資料編.....	 91
1 厚木市次世代育成支援対策地域協議会設置規程	91
2 厚木市次世代育成支援計画推進委員会設置規程	94
3 計画策定の経過	96
4 次世代育成支援対策推進法(抜粋)	97





第 1 章

計画策定の背景と趣旨



第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国においては、近年、少子化や核家族化の進行とともに、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、子どもを生み育てやすい環境づくりを社会全体で進めていくことが求められ、国においては、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律に基づき、本市においては、平成17年度から平成21年度までの計画期間とする「厚木市次世代育成支援計画」を平成16年度に策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、平成17年には初めて総人口が減少に転じ、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26となり、過去最低の記録という予想以上の少子化の進行が見られたため、国の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がまとめられました。

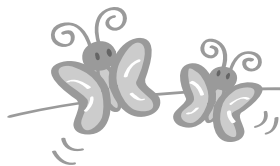
本市においては、このような動向を踏まえつつ、平成21年度からスタートした第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の将来都市像である「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を目指し、未来を創る子どもたちが健やかに生まれ成長するよう、更なる子育て環境の充実を図るため、新たな計画「あつぎこども未来プラン」を策定するものです。

この「あつぎこども未来プラン」は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定する市町村行動計画を包含した平成22年度から平成26年度までの5年間の計画であり、策定に当たっては、子育て支援に係るニーズ調査結果や御要望・御意見を踏まえ、各分野の関係部署が横断的に取り組むとともに、市民を始め子育て関係者の方々と協働による策定体制としています。

2 これまでの国の施策

国は、平成14年にまとめた「少子化対策プラスワン」において、従来の取組が保育に関する施策を中心としたものであったのに対し、子育てをする家庭を地域全体として支え、社会全体が一体となって総合的に取り組むべきとし、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年から施行しています。

平成18年には、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、

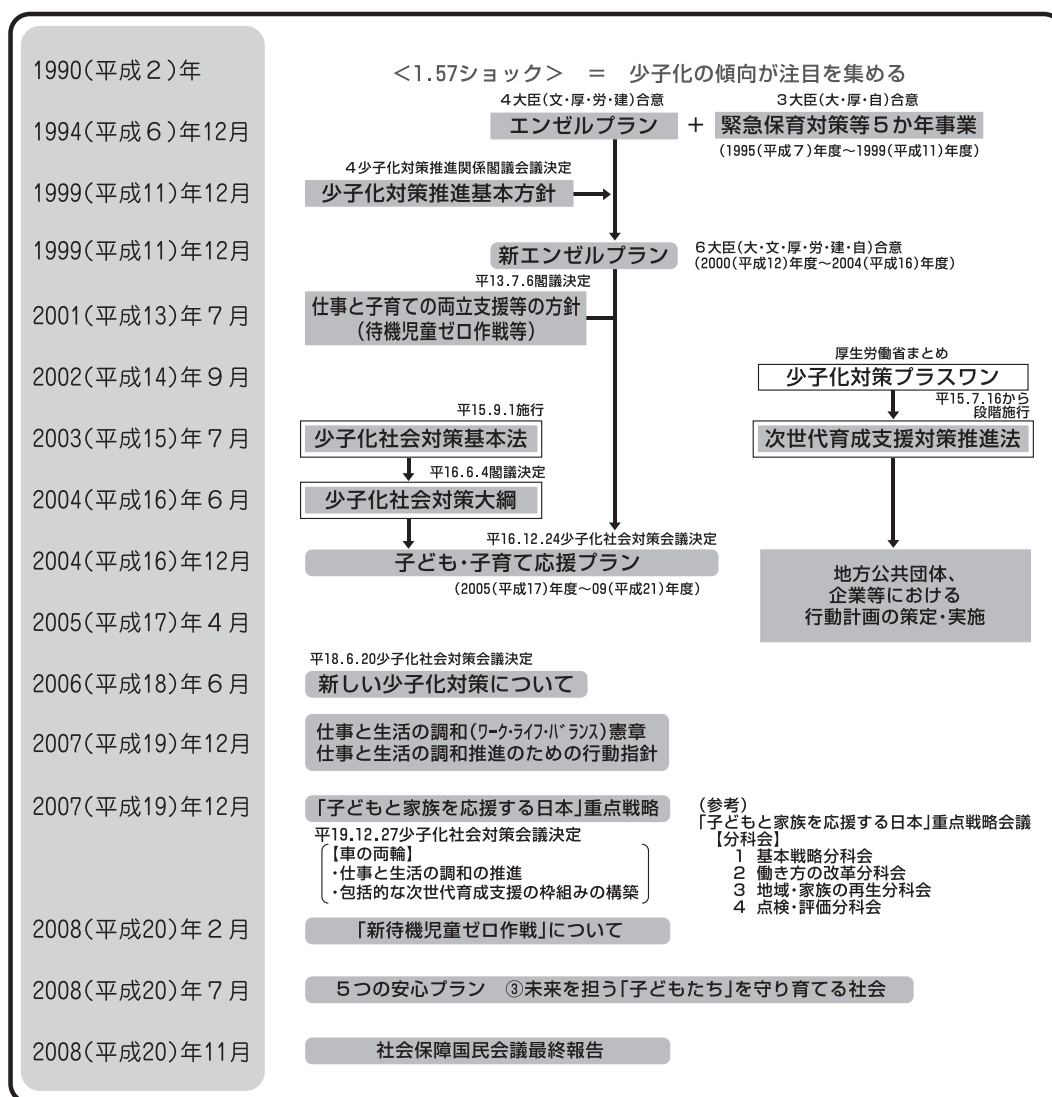


転換を図るため、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、「社会全体の意識改革」と、「子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充」という2点が重視されました。

その後、「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成19年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、重点戦略に反映されています。

本計画は、このような次世代育成支援対策推進法制定以降の国の少子化対策に関する各種方針や平成21年3月に改正された「行動計画策定指針」、さらに「厚木市次世代育成支援計画」の進ちょく状況を踏まえて策定しています。

図表 1 少子化対策の経緯



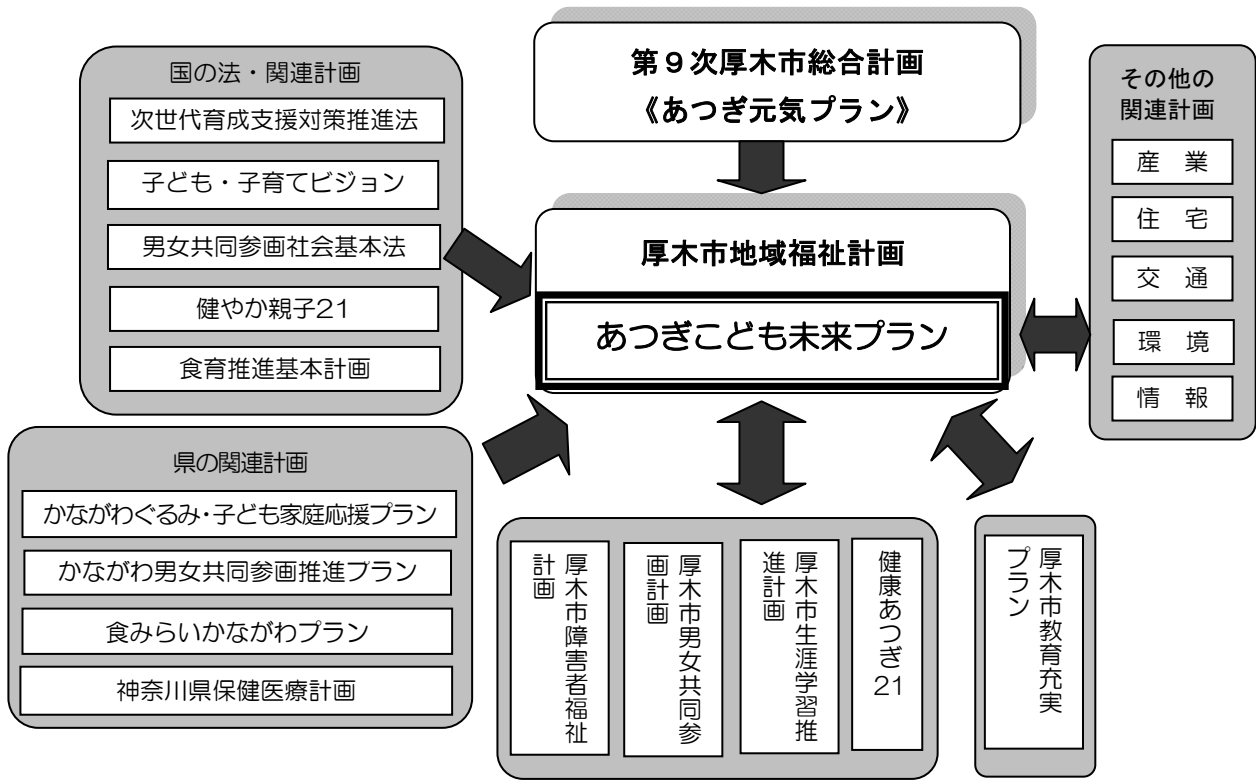
資料：平成21年版 少子化社会白書

3 計画の位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画として位置付けられます。

また、本計画は、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画として、厚木市地域福祉計画など関連計画との調和を図ります。

図表2 他計画との関連性



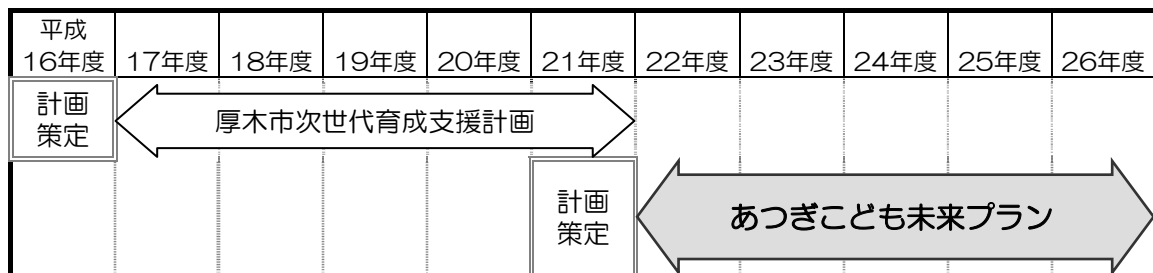


4 計画の期間

市町村行動計画は、5年間で1期として策定することが法的に定められており、後期に当たる本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間で計画の期間とします。

なお、制度の改正や状況の変化等により、目標や施策等の見直しが必要な場合には、計画の見直しを図ります。

図表3 計画の期間





第2章

厚木市の現状

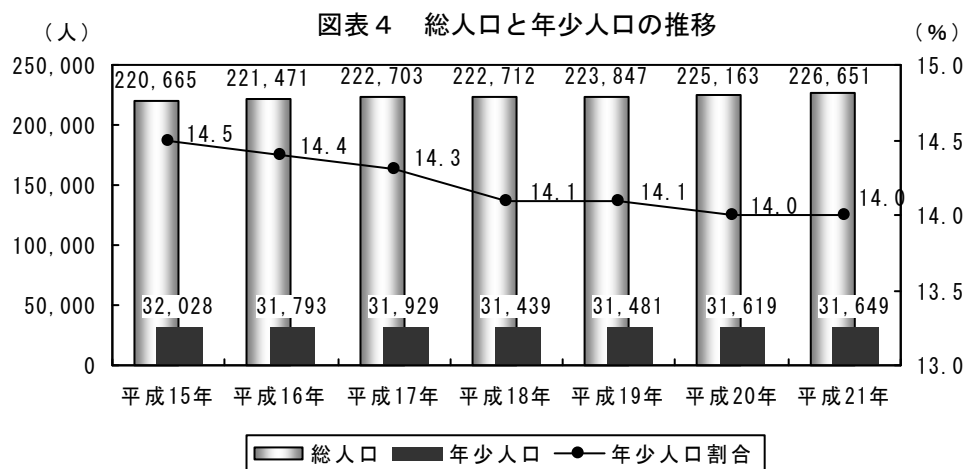


第2章 厚木市の現状

1 人口動態と子どもの世帯

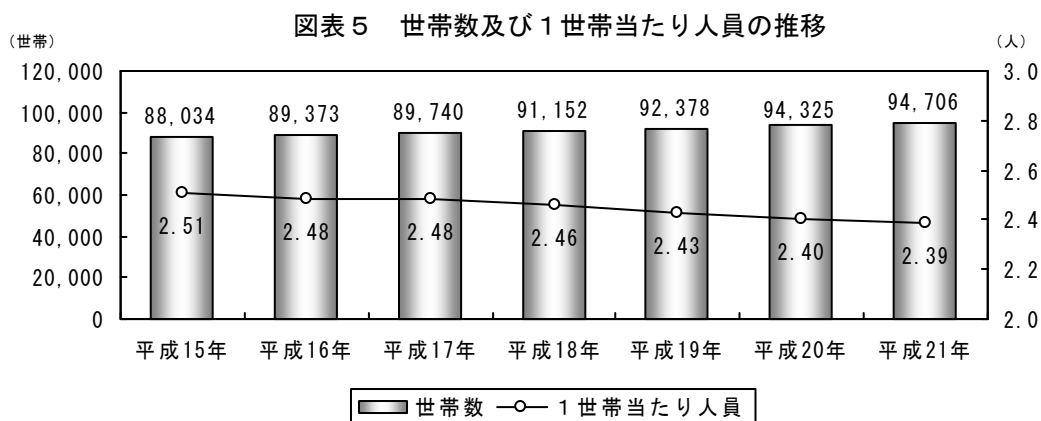
(1) 総人口と年少人口の推移

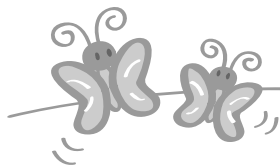
本市の人口は、平成21年1月1日現在 226,651人で、平成15年から増加傾向となっています。年少人口（15歳未満）は、平成21年1月現在 31,649人で平成15年時より379人減少しており、年少人口割合は14.0%と減少傾向にあります。



(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成15年から増加傾向で推移し、平成21年10月1日現在、94,706世帯で平成15年から6,672世帯の増加となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、平成21年10月現在2.39人で核家族化が進行していることがうかがえます。





(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、核家族世帯が総世帯数の57.9%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」世帯が増加する一方、「夫婦、子どもと両親」世帯、「夫婦、子どもとひとり親」世帯が減少傾向にあります。また、核家族世帯の58.0%は「夫婦と子ども」世帯となっています。

図表6 世帯の家族類型の推移

単位：世帯

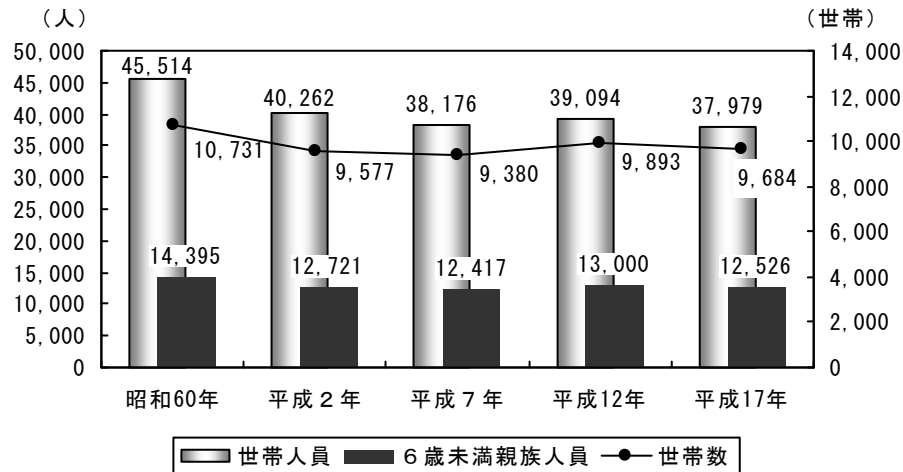
家族類型別世帯数	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	6歳未満親 族のいる世 帯（平成17 年再掲）	18歳未満 親族のいる 世帯（平成 17年再掲）
総世帯数	68,533	76,135	83,363	89,111	9,684	22,166
A 親族世帯	47,200	52,007	56,325	58,465	9,684	22,132
I 核家族世帯	40,271	44,874	49,274	51,561	8,533	18,814
(1)夫婦のみ	7,193	9,975	13,184	15,341	-	1
(2)夫婦と子ども	29,460	30,361	30,642	29,891	8,131	16,875
(3)男親と子ども	680	896	1,007	1,120	31	263
(4)女親と子ども	2,938	3,642	4,441	5,209	371	1,675
II その他の親族世帯	6,929	7,133	7,051	6,904	1,151	3,318
(5)夫婦と両親	174	196	218	247	-	-
(6)夫婦とひとり親	355	511	604	746	-	-
(7)夫婦、子どもと両親	1,795	1,773	1,476	1,314	340	987
(8)夫婦、子どもとひとり親	2,801	2,872	2,693	2,351	339	1,207
(9)夫婦と他の親族（親、子どもを含まない）	107	115	133	168	11	40
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	403	360	476	541	169	422
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	109	129	110	114	11	21
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	507	425	358	321	178	288
(13)兄弟姉妹のみ	257	267	378	390	-	9
(14)他に分類されない親族世帯	421	485	605	712	103	344
B 非親族世帯	174	268	420	528	-	1
C 単独世帯	21,159	23,860	26,618	30,118	-	33

資料：国勢調査

(4) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると、6歳未満の親族のいる世帯は平成17年現在9,684世帯で、世帯人員は37,979人、1世帯当たり3.9人となっています。また、6歳未満親族人員は12,526人で1世帯当たりの6歳未満人数は1.3人となっています。

図表7 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

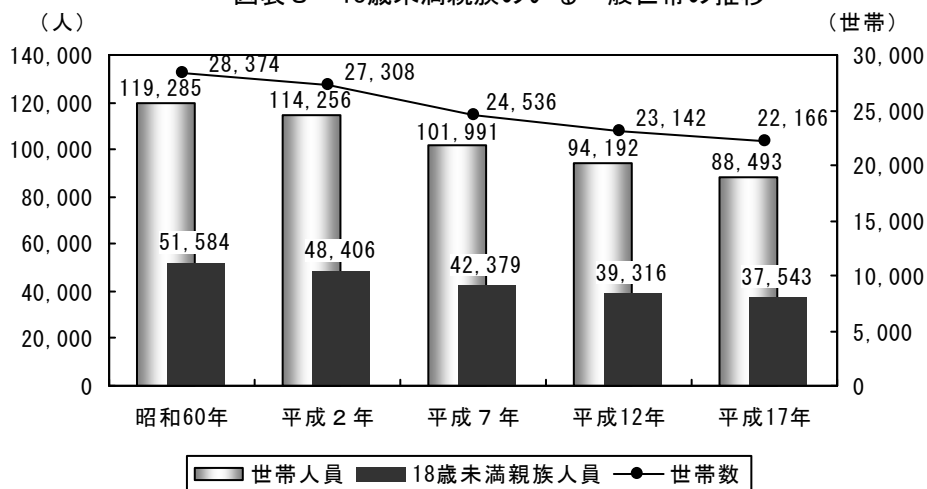


資料：国勢調査

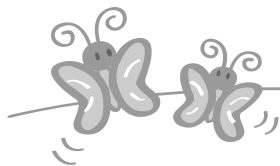
(5) 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると、18歳未満の親族のいる世帯は平成17年現在22,166世帯で、世帯人員は88,493人、1世帯当たり4.0人となっています。また、18歳未満親族人員は37,543人で1世帯当たりの18歳未満人数は1.7人となっています。

図表8 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

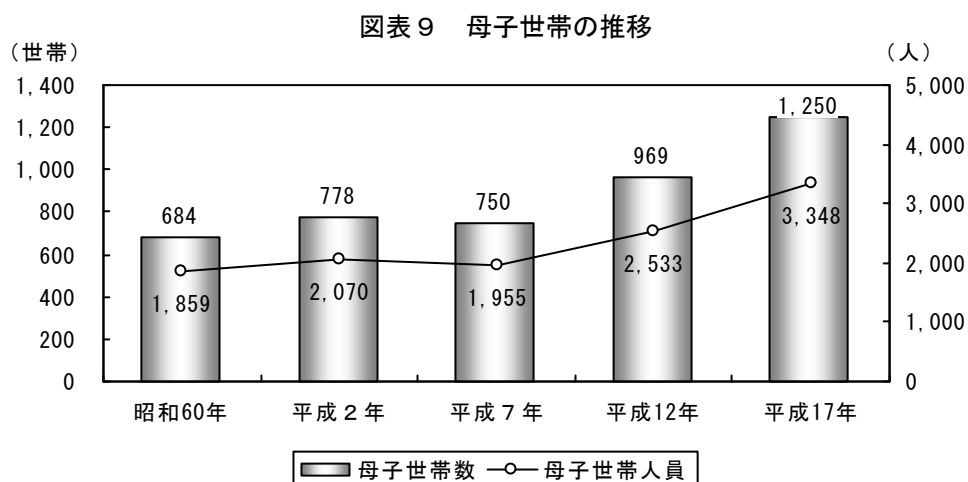


資料：国勢調査



(6) 母子世帯の推移

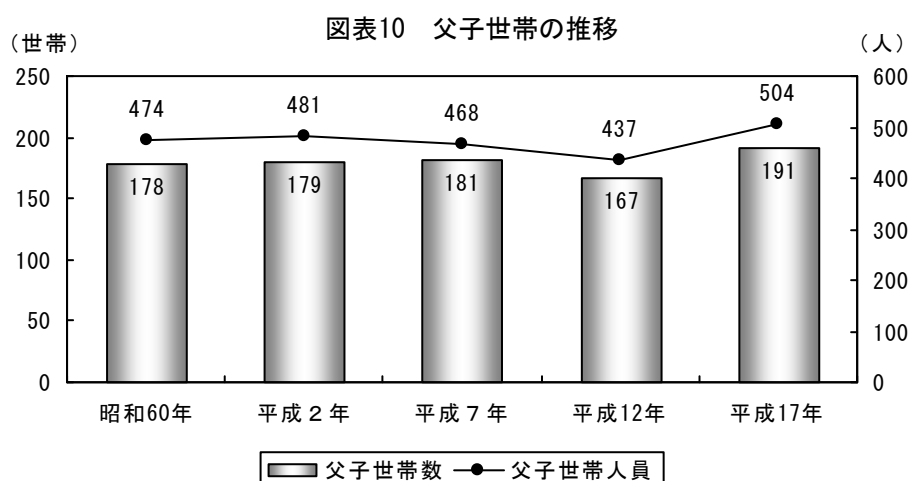
国勢調査によると、母子世帯数は増加しつづけ、平成17年現在1,250世帯で、平成12年の969世帯から281世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成17年現在3,348人で1世帯当たり2.7人となっています。



※母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の構成員がいないもの）をいいます。

(7) 父子世帯の推移

国勢調査によると、父子世帯数は平成17年現在191世帯で、世帯人員は504人となっており、1世帯当たり2.6人となっています。



※父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の構成員がいないもの）をいいます。

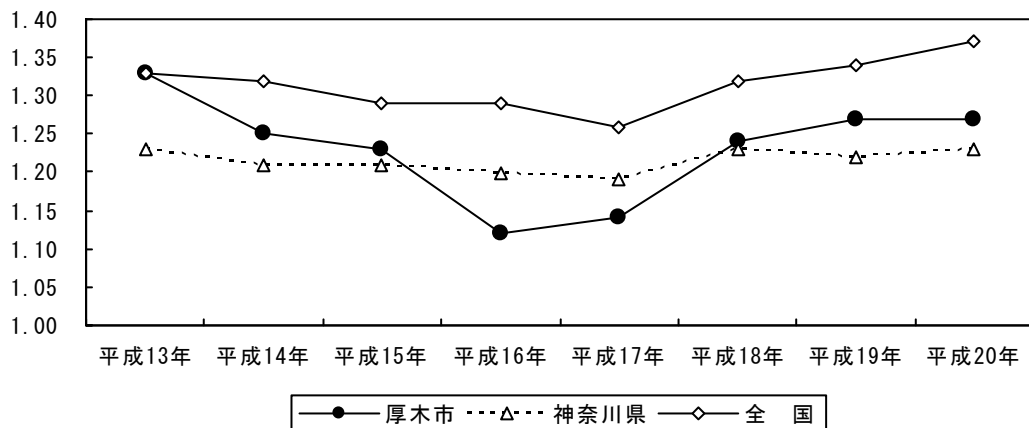
2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると平成13年の1.33から平成16年の1.12まで減少した後、平成17年からは増加に転じ、平成20年では1.27で国よりは低いものの県の1.23を上回っています。

図表11 合計特殊出生率の推移

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
厚木市	1.33	1.25	1.23	1.12	1.14	1.24	1.27	1.27
神奈川県	1.23	1.21	1.18	1.17	1.13	1.20	1.22	1.23
全 国	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37



資料：神奈川県衛生統計年報

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生に産む子どもの数を示します。

(2) 出生数、出生率（人口千人対）の推移

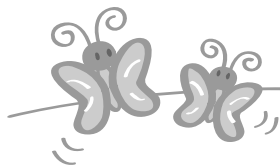
出生率（人口千人対）の推移を国、県と比較すると、平成20年時点で出生率（人口千人対）は8.7‰となり、国、県とほぼ同じ水準となっています。

図表12 出生数、出生率（人口千人対）の推移

単位：‰（千分率）、人

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
厚木市（率）	10.0	9.5	9.4	8.6	8.8	8.9	8.9	8.7
出生数	2,196	2,109	2,078	1,916	1,956	1,997	2,000	1,981
神奈川県（率）	9.6	9.4	9.2	9.1	8.7	9.0	8.9	8.8
全 国（率）	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧



(3) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成17年の男性の未婚率は25～29歳が76.9%、30～34歳が52.3%となっており、2人に1人は未婚者となっています。また40歳代、50歳代においても未婚率が高く推移しています。20歳から39歳までは国、県より未婚率が高くなっています。

図表13 男性の未婚率の推移と比較

単位：％

	厚木市				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	98.6	98.9	99.6	99.5	99.6	99.6
20～24歳	94.3	93.9	95.3	96.0	95.5	93.4
25～29歳	71.3	70.7	73.7	76.9	75.8	71.4
30～34歳	37.5	41.5	46.9	52.3	50.6	47.1
35～39歳	20.5	24.8	29.4	32.8	32.4	30.0
40～44歳	11.1	17.3	20.6	24.6	24.6	22.0
45～49歳	5.9	10.6	15.2	19.0	18.9	17.1
50～54歳	4.3	5.8	9.7	15.1	16.0	14.0
55～59歳	3.1	4.0	5.7	9.1	11.7	9.8
60～64歳	1.9	3.1	3.7	5.3	7.3	5.8
65～69歳	1.5	2.0	2.9	3.2	4.6	3.7
70～74歳	1.1	1.4	1.8	2.5	3.0	2.4
75～79歳	1.1	1.4	1.4	1.5	2.1	1.6
80～84歳	0.9	0.9	1.3	1.0	1.5	1.1
85歳以上	1.3	0.5	1.4	0.6	1.0	0.8

資料：国勢調査

(4) 未婚率の推移と比較（女性）

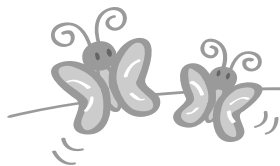
国勢調査によると平成17年の女性の未婚率は25～29歳が58.6%、30～34歳が29.7%、35～39歳が15.5%となっており、国、県よりは低いものの、未婚率が高く推移しています。特に、25～29歳では平成2年より22ポイント以上高くなっています。

図表14 女性の未婚率の推移と比較

単位：％

	厚木市				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	98.3	98.5	99.1	99.0	99.2	99.1
20～24歳	85.2	86.0	89.0	89.9	90.7	88.7
25～29歳	36.4	44.9	51.8	58.6	60.9	59.0
30～34歳	11.9	15.5	22.1	29.7	32.1	32.0
35～39歳	5.4	8.5	10.4	15.5	18.3	18.4
40～44歳	3.3	4.6	7.0	9.7	12.3	12.1
45～49歳	2.9	3.3	4.6	6.7	8.6	8.2
50～54歳	3.0	3.1	3.4	4.5	6.4	6.1
55～59歳	3.0	3.0	2.8	3.3	5.3	5.2
60～64歳	3.1	3.1	2.9	2.9	4.0	4.2
65～69歳	2.3	2.9	3.2	2.6	3.6	3.8
70～74歳	1.4	2.4	2.7	3.0	4.1	3.9
75～79歳	1.4	1.8	2.4	2.9	4.3	3.9
80～84歳	0.9	1.4	2.2	2.4	3.5	3.2
85歳以上	2.2	1.5	1.1	1.7	2.3	2.0

資料：国勢調査



(5) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成17年の男性の労働力率は全体に平成12年より低くなっています。特に、20～24歳では平成2年から12.4ポイント、25～29歳では7.5ポイントの減少となっています。

図表15 男性の年齢別労働力率の推移と比較

単位：％

	厚木市				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	24.0	18.8	18.1	19.7	19.5	17.4
20～24歳	70.1	66.8	59.5	57.7	63.2	67.5
25～29歳	97.2	96.0	93.0	89.7	88.6	88.3
30～34歳	98.6	97.2	95.0	93.0	91.7	91.4
35～39歳	98.6	97.4	95.6	93.7	93.1	92.6
40～44歳	98.5	97.4	96.2	93.7	93.5	93.7
45～49歳	98.3	96.9	96.1	94.5	94.6	94.4
50～54歳	97.8	97.0	95.8	93.4	94.3	93.8
55～59歳	95.6	95.5	94.2	92.3	93.0	92.2
60～64歳	79.0	78.5	69.9	72.1	73.4	73.1
65～69歳	57.1	57.5	48.4	48.5	47.7	50.3
70～74歳	38.8	41.4	30.6	29.9	28.2	33.6
75～79歳	27.2	29.2	24.2	19.6	17.3	23.2
80～84歳	17.0	18.8	15.3	17.6	12.5	15.8
85歳以上	10.9	13.0	10.9	9.6	7.7	8.1

資料：国勢調査

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

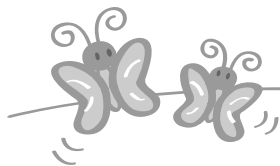
国勢調査によると、平成17年の女性の労働力率は、25～69歳では平成12年より高くなっています。特に、30～34歳では平成2年より17.3ポイント高くなっています。また、45～49歳でも68%を超える労働力率となっています。

図表16 女性の年齢別労働力率の推移と比較

単位：％

	厚木市				神奈川県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年	平成17年
15～19歳	17.7	15.5	17.3	20.0	19.1	16.8
20～24歳	69.7	69.5	64.9	63.1	65.7	67.7
25～29歳	57.1	63.7	68.3	70.2	72.2	71.6
30～34歳	40.2	44.3	50.6	57.5	57.8	61.6
35～39歳	50.8	50.2	52.2	57.0	55.0	62.3
40～44歳	62.3	62.0	61.7	64.0	62.4	69.5
45～49歳	65.6	65.7	66.1	68.3	66.8	72.7
50～54歳	59.1	62.2	63.0	64.4	63.0	68.3
55～59歳	46.3	53.3	53.4	56.1	55.4	59.7
60～64歳	31.8	32.3	35.3	38.1	37.5	40.4
65～69歳	21.3	22.4	20.3	22.6	21.9	25.9
70～74歳	11.4	14.1	13.6	12.2	12.0	16.3
75～79歳	6.4	6.3	8.3	9.0	7.7	10.4
80～84歳	2.8	3.7	4.1	5.0	4.9	5.6
85歳以上	1.6	1.4	1.9	1.7	2.2	2.1

資料：国勢調査



(7) 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数の推移をみると、平成20年時点で、30～34歳が734人で最も多く、25～29歳が減少傾向となっています。また、35～39歳が増加傾向にあります。

図表17 母の年齢階級別出生数の推移

単位：人

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
総数	2,196	2,109	2,078	1,916	1,956	1,997	2,000	1,981
15歳未満	0	0	0	1	0	0	0	0
15～19歳	45	48	50	35	40	33	39	29
20～24歳	283	281	232	215	239	207	220	219
25～29歳	843	725	718	662	565	634	614	541
30～34歳	763	808	801	713	806	773	722	734
35～39歳	230	213	242	270	277	316	354	410
40～44歳	32	34	35	19	28	33	49	48
45～49歳	0	0	0	1	1	1	2	0

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧

(8) 婚姻数、婚姻率（人口千人対）の推移

婚姻率は、平成13年の6.7‰から増減を繰り返し、平成20年では6.1‰となっています。

図表18 婚姻率、婚姻数（人口千人対）の推移

単位：件、‰（千分率）

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
婚姻数	1,477	1,428	1,416	1,299	1,372	1,414	1,222	1,377
婚姻率	6.7	6.5	6.4	5.8	6.2	6.3	5.4	6.1

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧

(9) 離婚数、離婚率（人口千人対）の推移

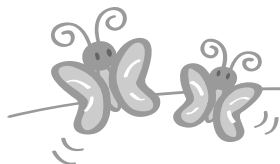
離婚率は、平成13年の2.52‰から増減を繰り返し、平成20年では2.23‰となっています。

図表19 離婚数、離婚率（人口千人対）の推移

単位：件、‰（千分率）

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年
離婚数	553	519	508	496	473	489	480	504
離婚率	2.52	2.35	2.30	2.23	2.13	2.18	2.14	2.23

資料：神奈川県衛生統計年報 人口動態総覧



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所（園）の入所児童数

保育所（園）の入所児童数は、増加傾向で推移し、平成21年4月1日現在では、ほぼ横ばいとなっています。

図表20 保育所（園）の入所児童数

単位：人

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所児童数（私立）	1,359	1,508	1,551	1,573	1,573
入所児童数（公立）	731	745	761	766	764
合計	2,090	2,253	2,312	2,339	2,337

（各年4月1日現在）

(2) 保育所（園）の待機児童数

保育所（園）の待機児童数は、増加傾向で推移し、平成21年4月1日現在では、41人となっています。年齢をみると「1歳児」が21人で最も多くなっています。

図表21 保育所（園）の待機児童数

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
平成17年	0	0	0	0	0	0	0
平成18年	0	3	5	8	7	0	23
平成19年	2	12	7	10	2	0	33
平成20年	2	22	5	4	4	2	39
平成21年	3	21	10	4	1	2	41

（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園の在園児童数

幼稚園の在園児童数は、減少傾向で推移し、平成21年5月1日現在では、3,123人となっています。

図表22 幼稚園の在園児童数

単位：人

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
園児数（私立）	3,441	3,379	3,347	3,268	3,123

（各年5月1日現在）

(4) 留守家庭児童クラブ(放課後児童クラブ)の入所児童数

留守家庭児童クラブの入所児童数は、増加傾向で推移し、平成21年4月1日現在では、1,046人となっています。

図表23 留守家庭児童クラブ(放課後児童クラブ)の入所児童数

単位：人

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入所児童数	878	915	929	1,023	1,046

(各年4月1日現在)

(5) 小学校・中学校の状況

市立小学校の児童数は、平成20年までは増加傾向で推移し、平成21年5月現在では、13,031人と減少に転じています。市立中学校の生徒数は、増加傾向で推移し、平成21年5月現在では、6,077人となっています。

図表24 小学校の児童数・中学校の生徒数

単位：人

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
小学校児童数	12,832	13,005	13,005	13,074	13,031
学校数	23	23	23	23	23
中学校生徒数	5,791	5,912	5,985	6,040	6,077
学校数	13	13	13	13	13

(各年5月現在)

(6) 高等学校の状況

市内にある県立高等学校の生徒数は、平成21年5月現在、4,787人で増加傾向となっています。

図表25 高等学校の生徒数・学校数

単位：人

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
県立	生徒数	4,492	4,286	4,328	4,553
	学校数	6	6	6	6

資料：学校基本調査（各年5月現在）



4 子育て支援に係るニーズ調査結果の概要

本市では、本計画の策定に向けた基礎資料とするため、平成21年2月に、市内に在住する就学前児童のいる世帯と小学校児童のいる世帯からそれぞれ2,520世帯を無作為に抽出し、子育て状況や保育サービス等に関するニーズ調査を行いました。就学前児童は1,212世帯、小学校児童は950世帯から回答をいただき、その結果を、平成21年3月に「厚木市子育て支援に係るニーズ調査結果報告書」としてとりまとめています。

※本計画では、調査結果に関して、就学前児童のいる世帯を「就学前児童」、小学校児童のいる世帯を「小学校児童」と表記しています。

※平成16年度調査とは、本市が平成16年1月に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」で、厚木市次世代育成支援計画策定に向けた基礎資料とするため、就学前児童2,718世帯、小学校児童1,279世帯から回答をいただいた結果を集計したものです。

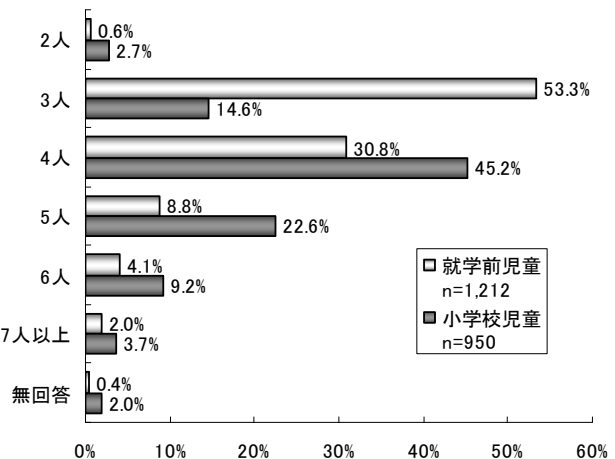
(1) 世帯構造の特性と子どもの養育状況について

世帯の子どもの数では、就学前児童は「1人」が53.5%、「2人」が32.8%、小学校児童では「1人」が15.9%、「2人」が55.7%となっており、2人以下の世帯の割合が就学前児童で8割を超え、小学校児童でも7割に上ります。

平成16年度調査と比較すると、世帯の子どもの数は「1人」が就学前児童で28.3%から53.5%、小学校児童では10.3%から15.9%と、いずれも増加しています。

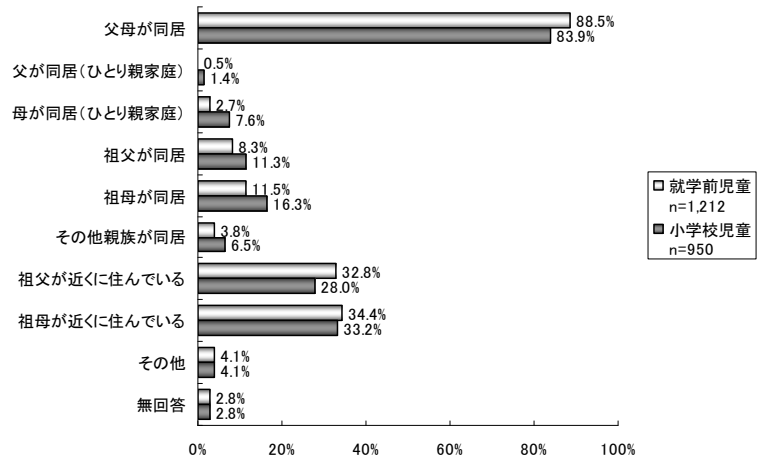
また、世帯人数（同居者数）は、就学前児童では「3人」が半数に達し、「4人」が30.8%、一方、小学校児童の結果でも、世帯人員が「4人」の世帯が半数近く（45.2%）に上る結果であり、子どもの人数の結果を重ね合わせると、「核家族世帯」が多くを占める構造が推察されます。

図表26 同居している家族の人数



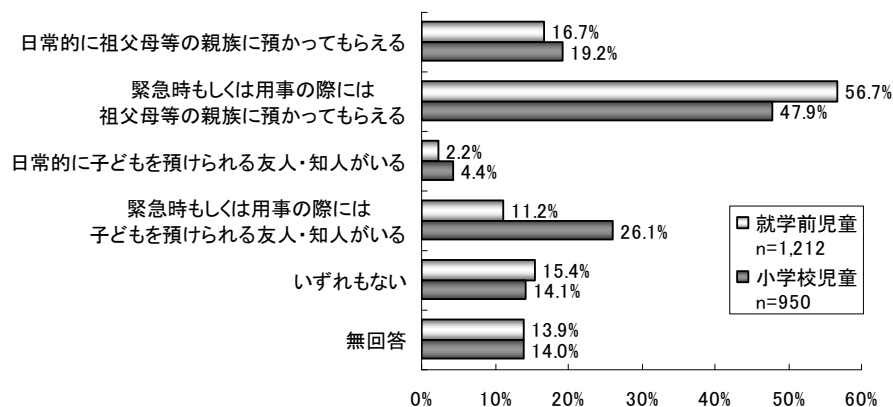
祖父母の近居状況(2世代住宅を含む)をみると、「祖父が近くに住んでいる」または「祖母が近くに住んでいる」の割合が、いずれの児童もそれぞれ3割前後、祖父または祖母が同居、その他親族が同居も合わせると約半数に上っており、子どもの預かりなど必要に応じて保護者の養育を補完してもらえる環境下の世帯が2人に1人はあることが特徴的と言えます。

図表27 同居・近居の状況

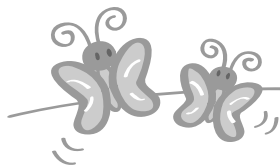


実際に、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」世帯が就学前児童では16.7%、小学校児童が19.2%となっているほか、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に預かってもらえる」世帯が就学前児童では、56.7%と半数を超え、小学校児童も47.9%となっています。また、小学校児童では「緊急時もしくは用事の際には預けられる友人・知人がいる」が26.1%で4人に1人となっています。

図表28 預かってもらえる人の有無



その一方で、「親族や友人・知人のいずれも(預ける先が)いない」と回答した世帯がいずれの調査結果でも1割を超えており、このような世帯への十分なサポートが求められています。

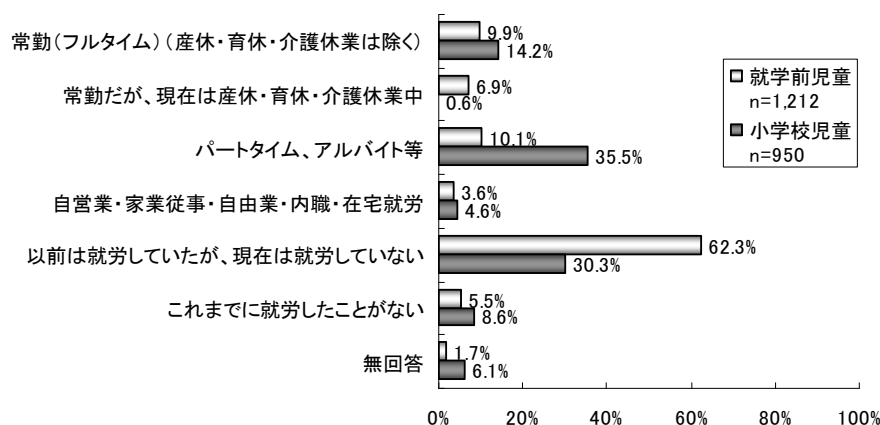


(2) 保護者の就労状況と今後の意向について

保護者の就労状況について、父親の場合、常勤者（フルタイム就労者）が圧倒的多数を占めており、平均帰宅時間では「21時過ぎ」がいずれの児童でも多く、就学前児童では36.5%となっています。

また、母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が就学前児童では62.3%と過半数を占め、出産を機に離職したケースが多いことがうかがえます。その一方で、「常勤者（フルタイム）」が16.8%（産休・育休取得中を含む）、「パートタイム、アルバイト等」が10.1%、「自営業等」が3.6%を含めると、母親の“就労率”が約3割に上る状況です。一方、小学校児童の結果では、「パートタイム、アルバイト等」である母親の割合は35.5%に上り、「常勤者（フルタイム）」の14.2%や「自営業等」の4.6%を含めると母親の“就労率”が54.9%で5割を超える結果です。

図表29 母親の就労状況



「常勤者」の母親の平均帰宅時間は、いずれの児童も「18時台」が多く、就学前児童では、「18時台」が45.0%、「19時台」が30.0%、小学校児童では「18時台」が31.1%、「20時台」が10.4%となっており、帰宅時間までの子どもの保育や居場所が必要な世帯も少なくないものと考えられます。

「パートタイム、アルバイト等」の母親の今後の就労意向について、フルタイム勤務を希望する割合が就学前児童で5割を超え、小学校児童でも半数近くに達する結果となっており、フルタイム勤務に対する潜在的なニーズの高さがうかがえます。今後の就労意向を、現在、未就労の母親（専業主婦）にたずねた結果では、就学前児童で「すぐに働きたい」が13.9%、「子どもが大きくなったら働きたい」が61.4%で半数

を超えます。小学校児童をもつ母親の場合には、こうした就労意向はさらに強く現れており、「すぐに働きたい」が31.1%、「子どもが大きくなったら働きたい」が42.4%で、7割以上が就労意向をもっている結果です。

就労意向がありながらも、現在、就労していない主な理由としてはいずれの調査結果でも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も多く、就学前児童が34.4%、小学校児童が51.8%となっています。「その他」の主な内容は、「小さいうちは、子育てに専念したい」「下の子どもが小さいため」等となっています。

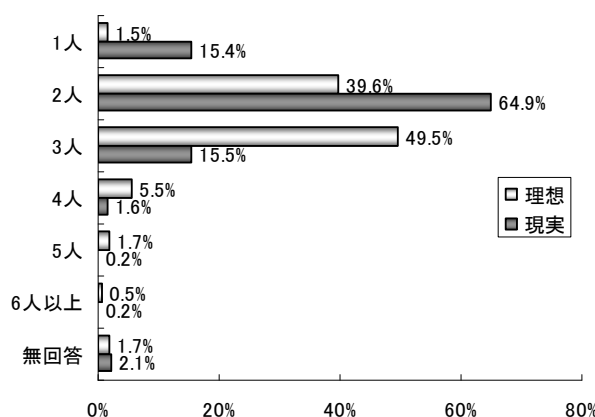
（3）子育てに関する考え方について

現在の子育てに対する“満足派”（「満足している」「どちらかといえば満足している」）はいずれの児童でも7割を超え、“不満足派”は1割強にとどまります。

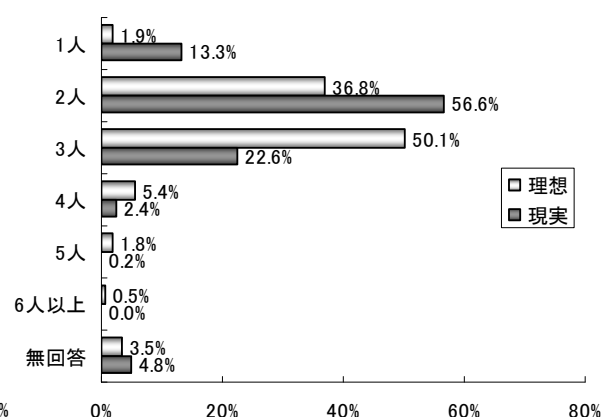
子どもを生み育てることに対して社会的に評価されていると実感できている（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）割合は、いずれの児童でも1割強にとどまっています。

理想とする子どもの数としては、「3人」がいずれの児童でも半数近くに上る一方、現実にもてる人数としては「2人」が6割近くを占めています。

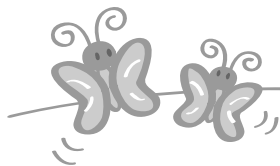
図表30 子どもの人数に関する理想と現実
（就学前児童 n=1,212）



図表31 子どもの人数に関する理想と現実
（小学校児童 n=950）



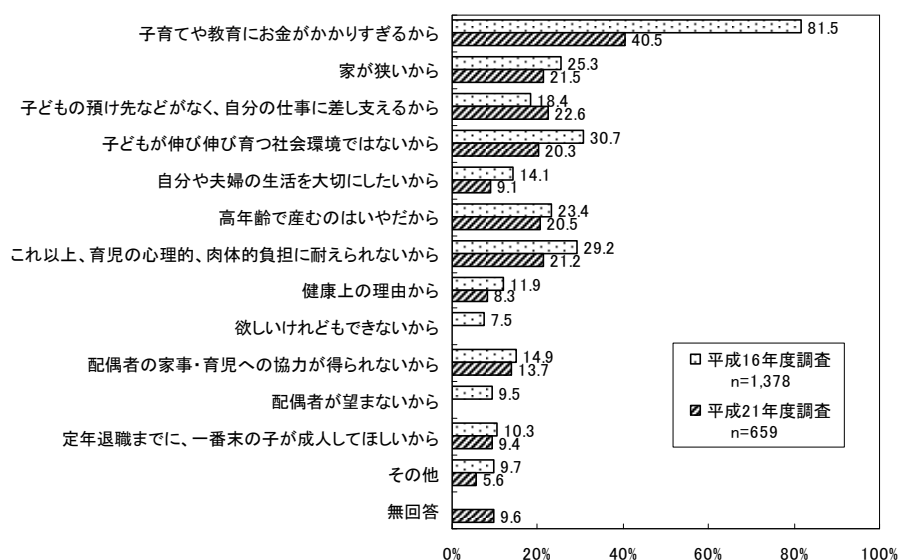
理想とする子どもの人数と現実の子ども人数との差が生じる要因となっているのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、いずれの児童でも4割で最も多く、経済的な負担を理由に子どもを諦めている人が多いことがうかがえます。その他では、



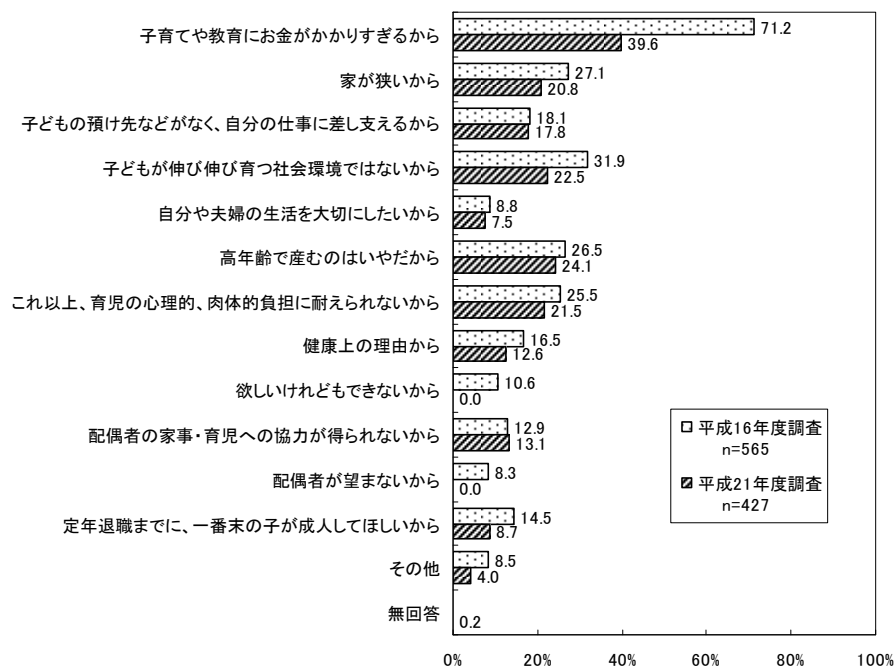
「高年齢で産むのはいやだから」という出産への不安や「子どもの預け先などがなく、自分の仕事に差し支えるから」「子どもが伸び伸び育つ社会環境ではないから」「これ以上育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」などが挙げられております。

経済的な理由が4割と最も多い一方で、平成16年調査と比較すると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、就学前児童で、81.5%から40.5%へ、小学校児童でも、71.2%から39.6%へと大きく減少しています。

図表32 持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由（就学前児童）



図表33 持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由（小学校児童）

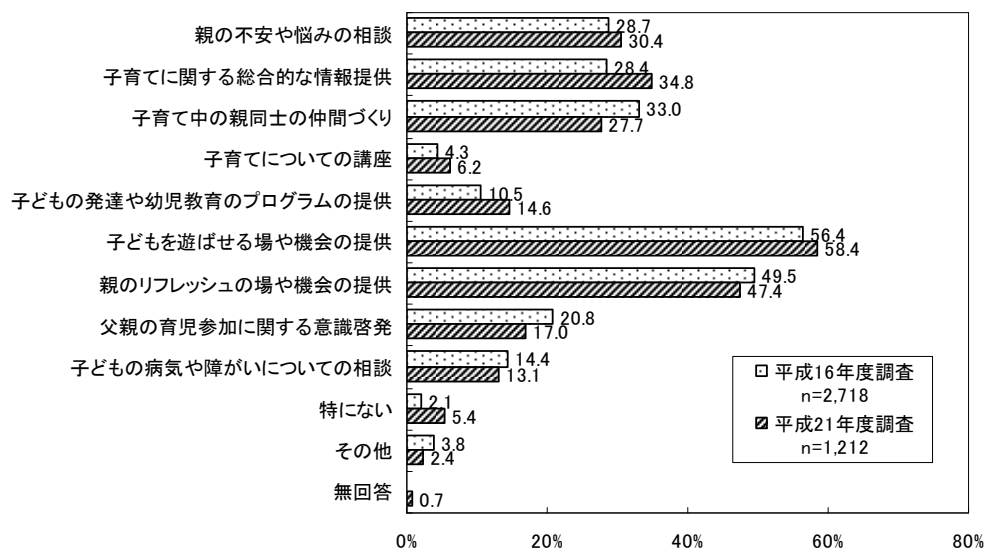


日常での子育てを楽しく、安心して行えるよう支援するために必要なサービスについてたずねた結果では、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」を望む人が、就学前児童で58.4%、小学校児童も61.6%と、共に約6割に達しています。

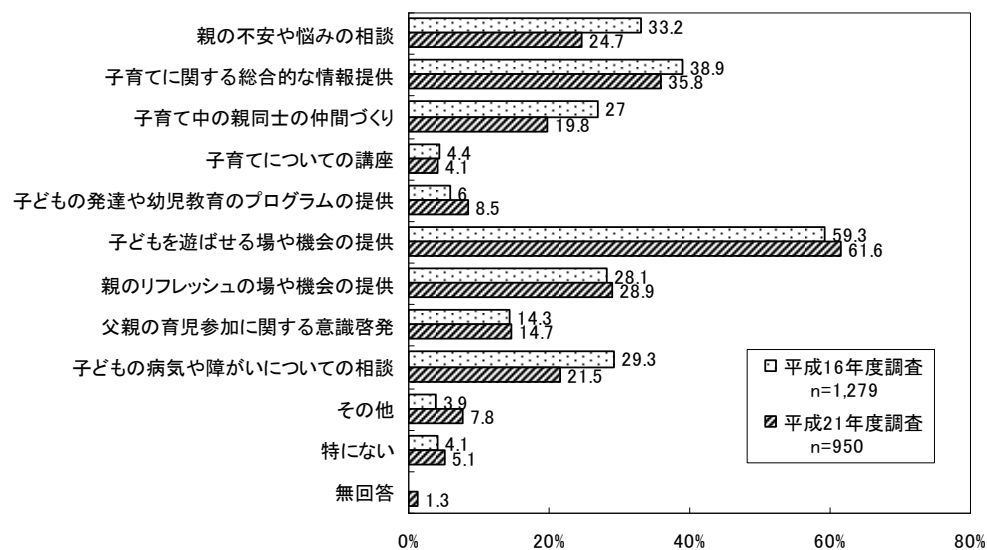
次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」を望む人も就学前児童では、47.4%と半数近く、小学校児童でも28.9%と約3割いることがわかります。

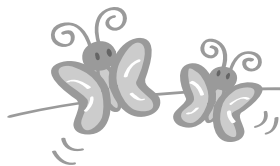
さらに「子育てに関する総合的な情報提供」や「親の不安や悩みの相談」を希望する人が就学前・小学校児童共に約3割となっています。

図表34 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス（就学前児童）



図表35 子育てを楽しく安心して行うために必要なサービス（小学校児童）

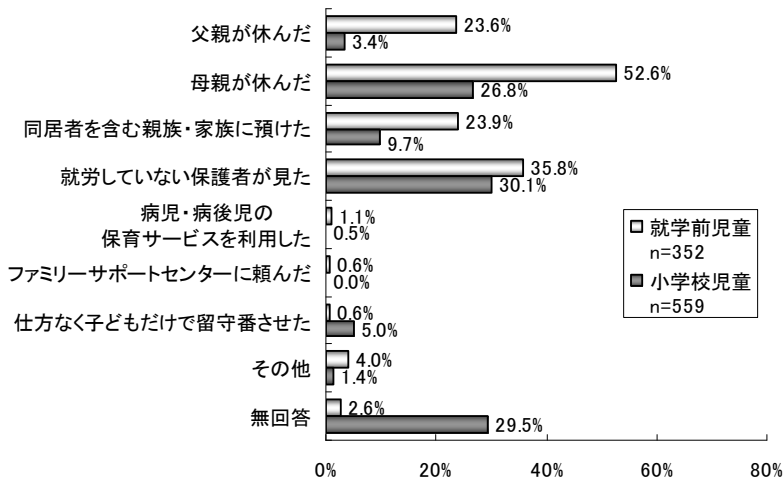




(4) 保育サービス等の利用について

この1年間で子どもの病気やけがのために保育所等を休んだことがあった人の割合は就学前児童が約8割、小学校児童が約6割に上り、その場合の対処方法は就学前児童では「母親が休んだ」が52.6%、「就労していない保護者が見た」が35.8%、「父親が休んだ」が23.6%となっています。

図表36 子どもが病気やけがで休んだときの対処方法

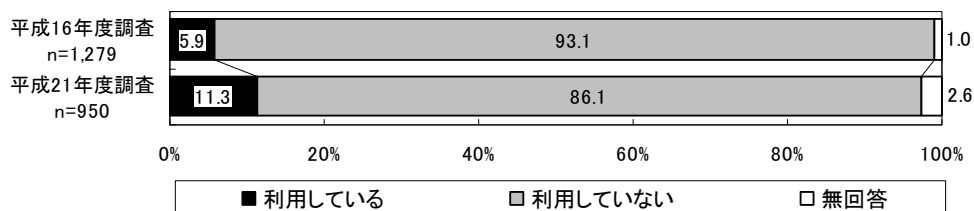


次に、この1年間で家族以外に子どもを預けなければならなかった経験が「ある」割合は、就学前児童が35.0%、小学校児童が26.1%となっています。また、泊りがけで子どもを保護者以外に預けざるを得なかった経験が「ある」割合は1割ほどで、就学前児童の9割以上が「家族がみたり、親族・知人に預けた」としています。

今後利用したいサービスについて、就学前児童では、「認可保育所」が35.0%で最も多く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が28.1%、「幼稚園の預かり保育」が16.0%と続いています。

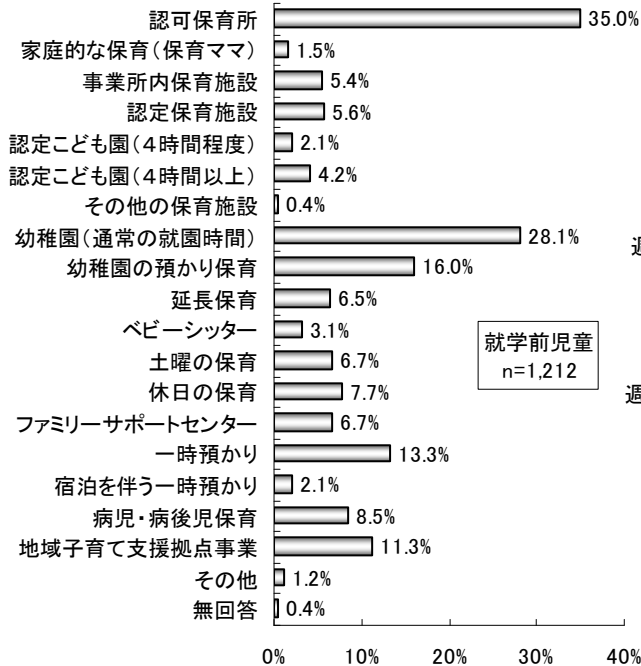
放課後児童クラブの利用状況を平成16年度調査と比較すると、利用している割合が5.9%から11.3パーセントに増加しています。

図表37 放課後児童クラブの利用状況（小学校児童）

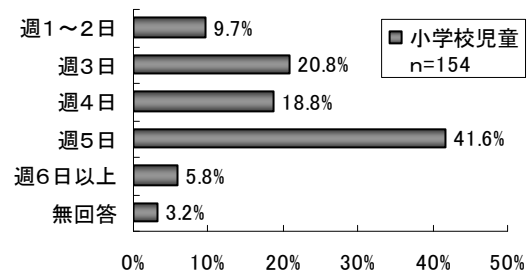


現在、放課後児童クラブを利用しておらず、今後利用を希望する場合の利用希望日数は、「週5日」が約4割で最も多くなっています。また、土曜日・日曜日の利用については、利用意向が「ある」は、30.5%となっています。

図表38 利用希望サービスの種類



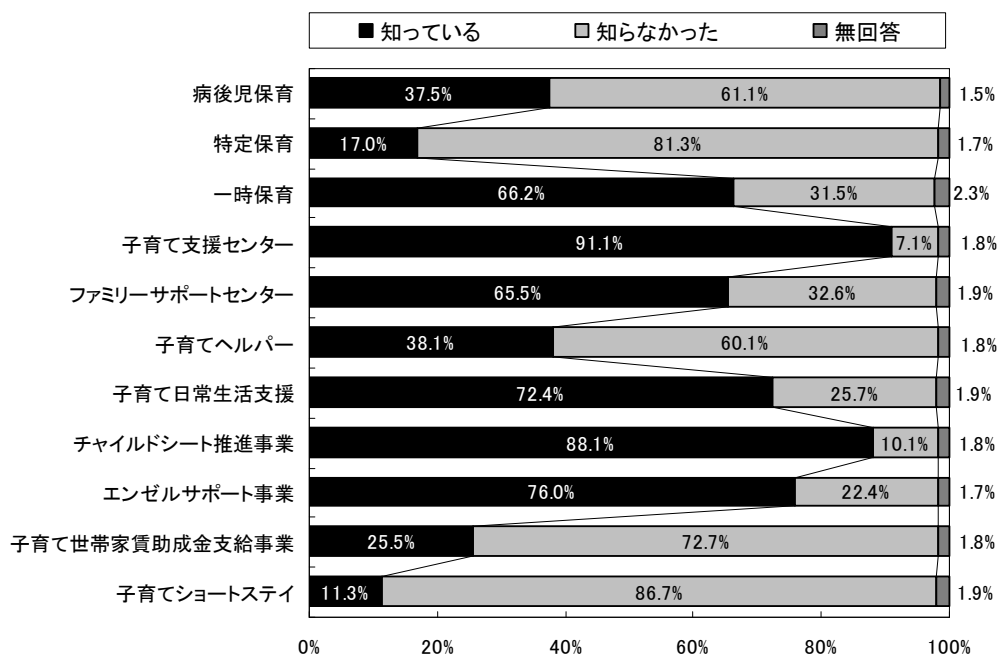
図表39 今後の放課後児童クラブの利用日数

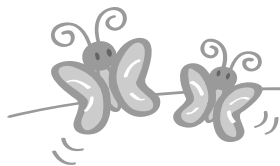


(5) 子育て支援サービスに対する評価

就学前児童の市で実施している各種子育て支援サービスの認知度は、「子育て支援センター」の91.1%やチャイルドシート推進事業の88.1%、エンゼルサポート事業の76.0%など総体的に高い結果となっていますが、利用対象が限定されていないサービスの周知度が低率であるなど、情報提供の不足が懸念される結果も見受けられます。

図表40 子育て支援サービスの認知状況(就学前児童 n=1,212)

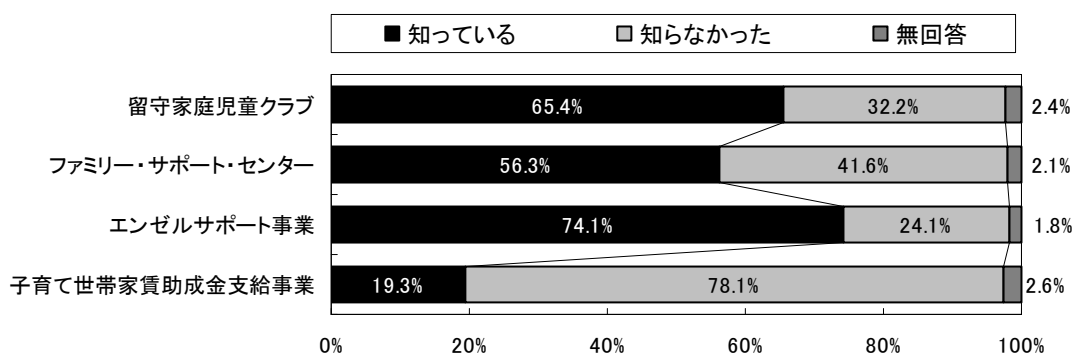




利用状況は、「子育て支援センター」の53.2%が最も多く、認知度が比較的高いサービスが利用されていますが、一部のサービスを除くと1割未満のサービスが目立つ結果となっています。また、今後の利用意向をみると現在の利用状況から、「エンゼルサポート事業」の71.6%、「子育て日常生活支援」の59.5%、「一時保育」の42.3%などの利用意向が高くなっています。

小学校児童の子育て支援サービスの認知状況は、「エンゼルサポート事業」が74.1%で最も高く、「留守家庭児童クラブ」の65.4%、「ファミリーサポートセンター」の56.3%が5割を超えています。利用状況では「エンゼルサポート事業」が36.5%で就学前児童より、利用率は高くなっています。今後の利用意向でも「エンゼルサポート事業」が6割を超え、多くなっています。

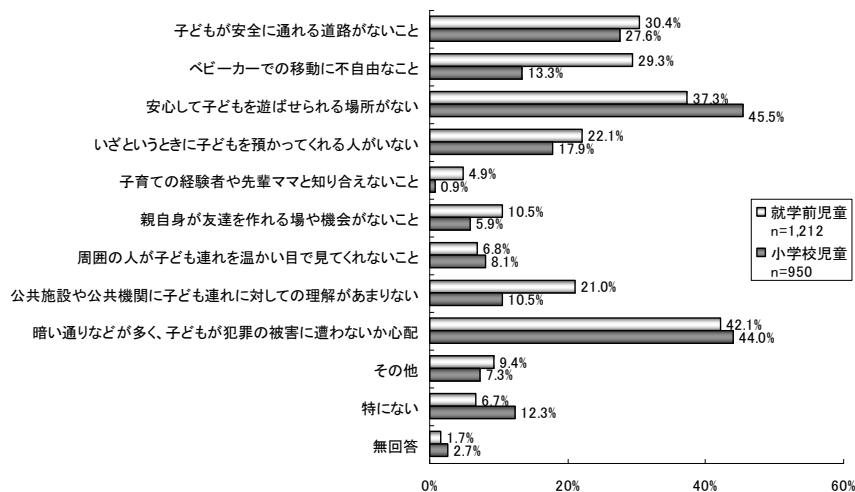
図表41 子育て支援サービスの認知状況（小学校児童 n=950）



(6) 重点的に取り組むべき事項（施策ニーズ）について

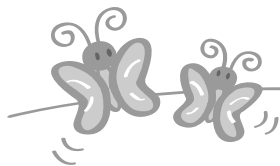
子育てをしていて特に困ること（困ったこと）としては、「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配」がいずれの児童も4割を超え、また、「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が小学校児童で4割を超えています。その他では、就学前児童で「子どもが安全に通れる道路がない」と「ベビーカーでの移動に不自由なこと」が約3割、「いざというときに子どもを預かってくれる人がいない」と「公共施設や公共機関に子ども連れに対しての理解があまりない」が約2割となっています。

図表42 子育てをしていて特に困ること（困ったこと）

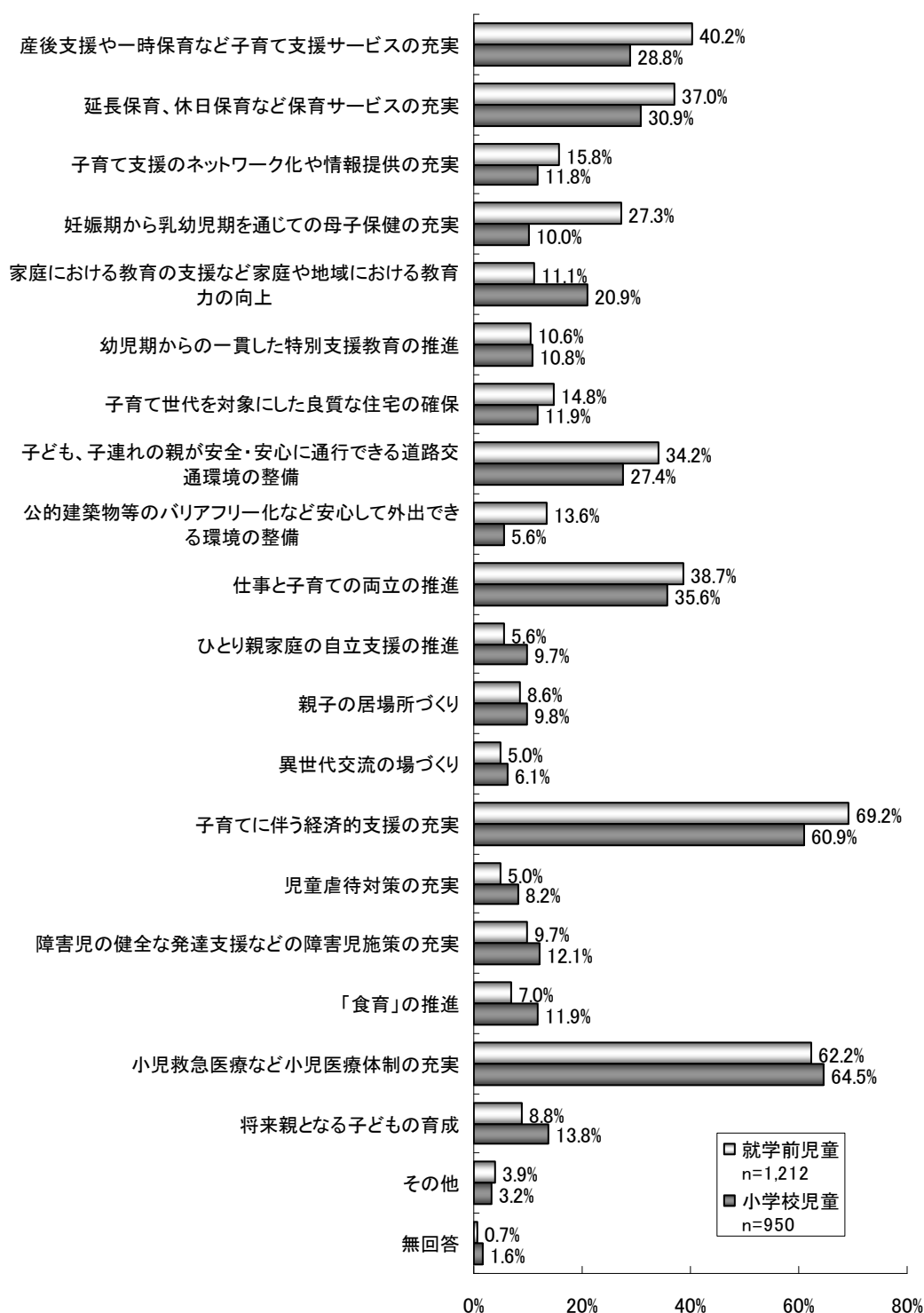


今後、重点的に取り組むべき事項については、就学前・小学校児童とも「子育てに伴う経済的支援の充実」や「小児救急医療など小児医療体制の充実」を求める意見が多く、6割を超えています。

また、就学前児童では「産後支援や一時保育など子育て支援サービスの充実」「仕事と子育ての両立の推進」「延長保育、休日保育など保育サービスの充実」についても、4割ほどが求める結果となっており、多様な保育サービスの充実や、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が求められています。



図表43 今後、重点的に取り組む必要があること





第3章

基本理念と基本的な考え方



第3章 基本理念と基本的な考え方

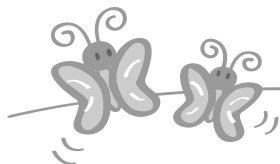
1 基本理念

「あつぎこども未来プラン」の目指す方向性として、次の基本理念を定めています。

子どもは「元気」 子育ては「楽しく」 みんなで「サポート」するまち あつぎ

子どもは「未来の夢」、「次代への希望」であり、未来を創る子どもたちは社会の宝であることから、厚木市は、すべての子どもが元気で心豊かに成長できるよう、地域全体で子どもと子育て家庭をサポートし、安心して子どもを生み、育てる楽しさ・喜び・幸せを実感できる『子どもは「元気」 子育ては「楽しく」 みんなで「サポート」するまち あつぎ』の実現を目指します。





2 基本目標

本計画では、基本理念『子どもは「元気」 子育ては「楽しく」 みんなで「サポート」するまち あつぎ』の実現のため、次の3つを基本目標とします。

1 子どもが元気で心豊かに育つ環境づくり

すべての子どもが尊重され、子どもたちが元気で心豊かに育つことができる環境を整えます。

2 子育ての楽しさ・喜びを実感できる暮らしづくり

安心して子どもを生み、そして子育ての楽しさと喜びが実感できる暮らしを地域社会全体で築きます。

3 みんなで子どもと子育て家庭をサポートする体制づくり

未来を創る子どもたちの健やかな成長と幸せを願い、市民みんなで、子どもと子育て家庭を温かくサポートする体制を形成します。

3 基本的視点

本計画は、「子ども」「子育て家庭」「地域社会」「事業主」の4つの基本的視点から策定しています。

I 子どもからの視点 ⇒ 元気で健やかな成長をサポート

すべての子どもは、家庭環境の違いや障がい・病気などにかかわらず、元気で健やかに成長できるよう平等なサポートを受ける権利があります。子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を最大限に尊重したサポート体制づくりが求められています。

また、すべての子どもが人と人との交流や様々な体験・経験ができるような機会の創出を図り、未来を創る心豊かな人づくりを推進します。

II 子育て家庭からの視点 ⇒ 楽しく育てるサポート

保護者は、子育てを通して多くのことを学んでいきます。そして、子育てが楽しく、喜びを感じることが保護者の幸せ、子どもの幸せにつながります。

子育て相談や地域における様々な活動の場の提供など、子育てに対する保護者の不安や負担を軽減し、楽しく子育てできる環境を整えます。

III 地域社会からの視点 ⇒ 子育てを温かくサポート

子育ての基本は家庭にあります。地域みんなで子どもを育てるという観点に立って地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、子どもの健やかな成長や幸せを、市民一人一人が温かくサポートする地域社会を目指していきます。

IV 事業主からの視点 ⇒ 仕事と子育ての両立をサポート

子育て家庭が、楽しく子育てができる環境を整備するためには、事業主や職場の理解と協力の下、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが、非常に重要となっています。

事業主等に対し、子育てしやすい職場づくりを促すなど、仕事と子育ての両立ができるよう、啓発を図っていきます。



4 基本施策

本計画では、基本目標を柱として次の8つの基本施策を推進します。

基本施策1 地域における子育てサポート体制の充実

多様な保育サービスの充実に努めるほか、親同士や様々な年代の子育て経験者と自由に交流し、助け合えるような機会や場を提供するなど、子育て家庭のために、社会全体が積極的に子育てをサポートする温かい地域形成を目指し、地域における子育てサポート体制の充実を図ります。

また、子育てに関する負担感や孤立感から、育児不安を抱く親が増加しているため、子育てに関する相談体制や情報提供をより一層充実します。

基本施策2 子どもと親の健康づくりの推進

安心して妊娠・出産できる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安や悩みを軽減し、伸び伸びと安心して子育てを楽しめるよう、各種保健事業や相談事業の推進に加え、父親の育児参加を促進します。

また、子どもが心身共に元気に成長できるよう、乳幼児期・学童期・思春期のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的に取り組んでいくとともに、食を通じて豊かな人間性や家族の絆が形成され、心身の健全育成につながることから「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

基本施策3 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実

子どもたちが自然や人とのふれあいの場、様々な学習・スポーツを通じて、豊かな人間性と思いやりの心を養うとともに、家庭・保育所(園)・幼稚園・学校・地域社会の十分な連携の下、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図ります。

基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

公共交通機関や道路、公共施設などのバリアフリー化や授乳施設設置の啓発を図るなど、安心して楽しく外出できる環境を整えるとともに、子育て環境に適した居住環境づくりを推進します。

基本施策5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

子育て期に適した働き方の選択ができるなど、多様な働き方や仕事と生活の調和に対する企業の自主的な取組への支援を推進するとともに、子育ては、男女が共に責任を担うものであるという認識に基づき、男女の固定的な役割分担を見直すよう意識の変革についての啓発等を進めます。

基本施策6 セーフコミュニティの推進

「事故やけがなどは決して偶然の結果ではなく、予防できる」との理念の下、地域ぐるみで子どもを守るため、地域、学校、行政、家庭、関係機関の協働により、セーフコミュニティを推進します。

基本施策7 特別なサポートを必要とする子育て家庭への取組の推進

ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障がいがある子どもの家庭、外国籍の家庭など、特別なサポートを必要とする家庭や子どもの状況に合わせ、適切な取組を推進します。

また、地域の協力を得ながら、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。

基本施策8 未来を創る心豊かな人づくりの推進

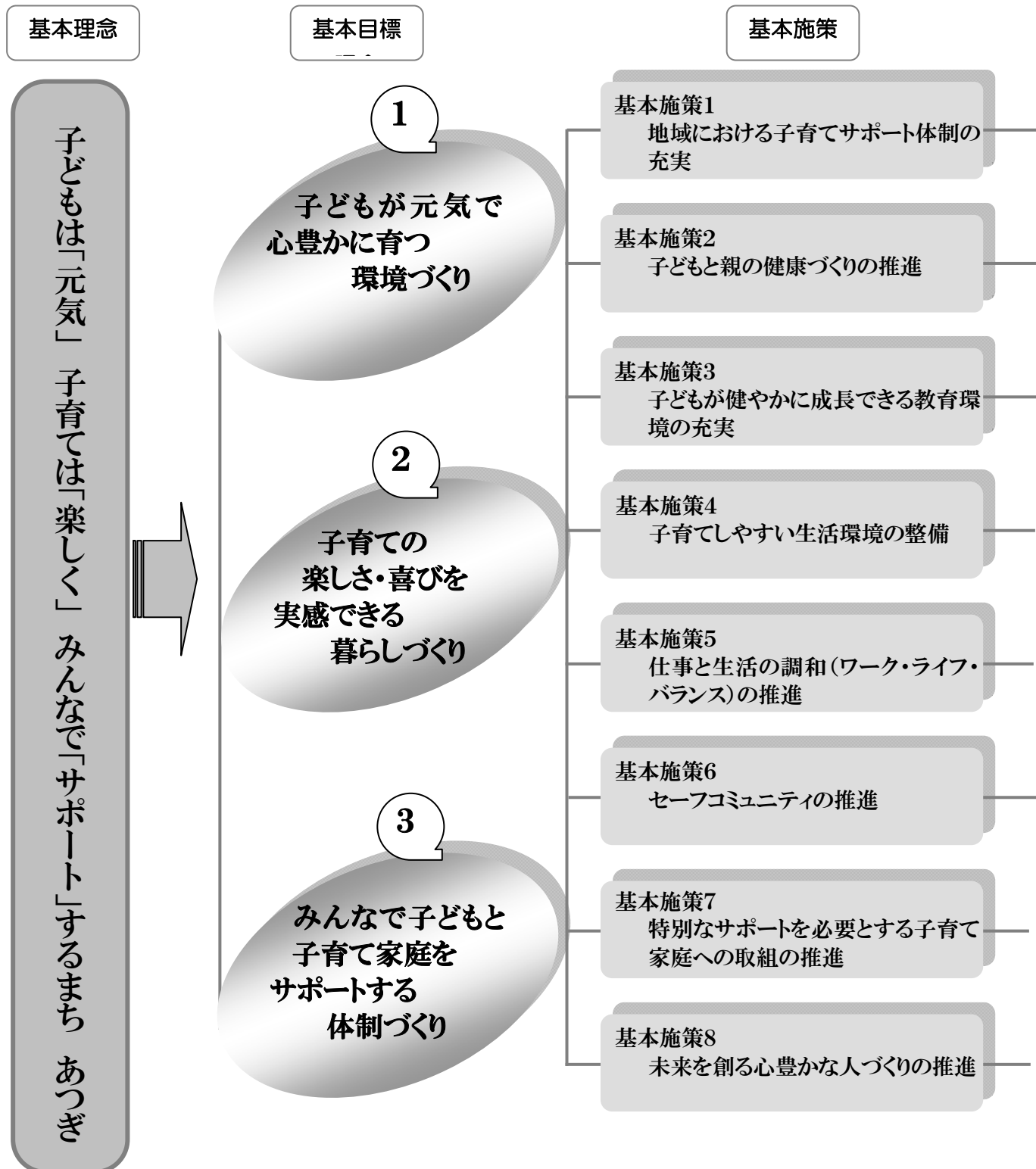
次世代の親となる子どもたちに、子どもを生み育てることの意義について、啓発を進めるほか、自立性と社会性をはぐくむために世代間交流や様々な体験・経験の場の創出を図り、未来を創る心豊かな人づくりを推進します。

また、地域全体で子どもを育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上と地域の人材、ネットワークの活用を図るとともに、家庭は子どもに基本的な生活習慣や人への思いやり、善悪の判断や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、教育の原点である家庭教育を推進します。



5 施策の体系

本計画の基本理念である『子どもは「元気」 子育ては「楽しく」 みんなで「サポート」するまち あつぎ』の実現のため、基本目標及び基本施策に基づき、個別施策を以下のとおり体系付け、総合的な取組を進めます。



個別施策

- (1) 地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実
- (2) 多様な保育サービスの充実
- (3) 子育て情報の充実とネットワークづくり

- (1) 子どもと親の健康の維持増進 (4) 小児医療の充実
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期における保健対策の充実

- (1) 子どもの生きる力をはぐくむ教育環境の充実
- (2) 子どもの様々な学習の機会やスポーツ活動の推進
- (3) 幼稚園・保育所（園）・小学校との連携

- (1) 安心して外出できる環境の整備
- (2) 良質な居住環境の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援

- (1) 事業主等への広報・啓発
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 子どもを対象としたセーフコミュニティの推進
- (2) 子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭への施策の充実

- (1) 青少年の健全育成の推進 (4) 子どもの居場所づくりの推進
- (2) 次世代の親への育成 (5) 家庭教育の推進
- (3) 地域社会の教育力の向上



第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

基本施策1 地域における子育てサポート体制の充実

現状と課題

核家族化や都市化の進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていると同時に、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立化する傾向があり、家庭での子育ては基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

また、市民のライフスタイルや働き方が多様化する中で、延長保育、特定保育、夜間保育、休日保育、統合保育、病児・病後児保育など、様々な保育サービスの拡充が求められているとともに、保育需要の高まりにより、待機児童が生じています。

ニーズ調査の結果によると、子どもを生み育てることに対して社会的に評価されていると実感できている割合が1割強に留まり、多くの人が子育てに対する社会的な理解や支えが不足していることを指摘する結果となっています。また、地域における仲間づくりや情報提供、相談機能の充実に対するニーズは依然として高い状況です。

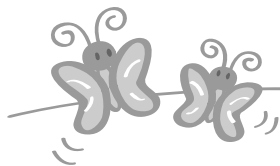
すべての子どもが元気で健やかに育ち、親が安心して生み育てられる環境づくりのため、多様な保育サービスの充実に努めるほか、親同士や様々な年代の子育て経験者と自由に交流し、支え合えるような機会や場を提供するなど、子育て家庭のために、社会全体が積極的に子育てをサポートする温かい地域形成を目指し、地域における子育てサポート体制の充実を図る必要があります。



【個別施策と方向性】

(1) 地域力（地域社会の子育て力）を活用した子育て支援の充実

- 地域福祉推進委員会、子育てアドバイザー、子育てサークル、子育て支援に係るボランティア等の方々による身近な子育て力を生かし、地域における子育てサポート体制の充実を図ります。
- 地域で子育てを応援する環境を形成するため、子育てへの関心・理解を深める、子育てに関する意識啓発等を行います。
- 親子・親同士や様々な年代の子育て経験者との交流を深めるとともに、育児相談体制を強化するため、子育て支援センター・移動子育てサロン・地域子育てサロン・つどいの広場・地域育児センター等の充実を図り、子育て家庭における孤立化を防ぎます。
- 子育てに関する悩み・不安がある家庭には、地域の方々の協力を得ながら保育士等



が訪問指導をします。

○地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が、相互援助活動を通して、安心して子育てや働くことができる環境の整備を推進するため、ファミリー・サポート・センターにおける会員の充実を図ります。

(2) 多様な保育サービスの充実

○増大する保育需要に対応するため、保育所(園)の待機児童解消に努めます。

○子どもの健やかな成長を促すため、質の高い保育サービスを提供します。

○多様化する保育ニーズに応じた様々な保育サービスの充実を図ります。

○産休明け保育、乳児保育等の保育ニーズに対応するとともに、家庭的保育の長所を生かすため、家庭保育福祉員の充実を図ります。

○幼稚園の預かり保育の拡充を図ります。

○認定こども園制度の導入について、調査研究をします。

(3) 子育て情報の充実とネットワークづくり

○子育て家庭に対し、子ども・子育てに関する幅広い情報を分かりやすく、役立つよう充実を図り、積極的に情報提供をします。

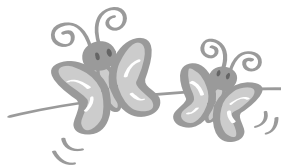
○育児不安を抱えている保護者に対し、子育て相談やアドバイスができる子育てアドバイザーの育成を図ります。

○地域における子育てのサポート体制を推進するため、様々な子育て関係者のネットワークの形成を促進するとともに、情報の共有化を図ります。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容
1	地域子育てサロン事業	15地区地域福祉推進委員会において、子育て支援の場づくり及び子育て支援活動を推進する。
2	子育てアドバイザー事業	子育てアドバイザー講習会を年間2回実施する。また、認定後のスキルアップ研修会も実施する。
3	エンゼルサポート事業	18歳未満の子どもを2人以上養育する世帯に対し、市内の事業協賛店舗で買物などをすると、サービス・特典を受けられるカードを発行する。
4	子育て支援の意識啓発講習会	地域福祉推進委員会との連携を図り、必要に応じてスキルアップのための講習会を実施する。
5	児童館利用開放	乳幼児とその保護者を対象に、午前中の利用（開放）を実施する。

No.	事業名	事業内容
6	子育て支援センター事業 (特定14事業)	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育てサロン及び移動子育てサロンの運営、育児不安等の相談、子育て講座の開催を通じ、総合的な支援を行う。
7	地域子育て支援拠点(ひろば型)事業(特定14事業)	子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。
8	地域育児センター事業等の推進(特定14事業)	地域育児センター(民間保育所に併設)及び公立保育所において、地域の子育て家庭を対象に、育児相談のほか、様々な事業を実施する。
9	各児童施設との連携	地域の子育て状況を把握し、必要に応じて、情報提供や、育児講座の支援などを行い、連携を図る。
10	育児支援家庭訪問事業	子育て中の養育者が育児のストレス等の問題によって、不安や孤独等を抱えている家庭等に、保育士の家庭訪問による育児等の相談・助言を実施する。
11	ファミリー・サポート・センター事業(特定14事業)	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が相互で育児援助を行う。
12	保育施設の整備	社会福祉法人等民間保育所の施設整備に要する経費の一部を補助する。
13	認定あつぎ保育室補助事業(新規)	保育に欠ける児童が入所する、市が認定した認定あつぎ保育室に対し、補助金を交付する。
14	保育サービスの質の向上に関する取組	保育所内外の研修を通して、保育担当者の保育サービスの質の向上を図る。
15	延長保育事業(特定14事業)	基本の保育サービス時間を超えて、保育を実施する。
16	夜間保育の推進(特定14事業)	夜間の保護者の勤務等により保育に欠ける児童の保育を実施する。
17	休日保育事業(特定14事業)(新規)	日曜、祝日等に勤務する保護者のニーズを把握し、休日保育事業の実施について検討する。
18	施設型病後児保育事業(特定14事業)	子どもの看護が必要であるが、勤務等の都合により休暇が取れない保護者のため、病気の回復期にあり集団保育が困難な児童の保育を実施する。
19	一時預かり事業(特定14事業)	保護者の傷病・入院、育児疲れ等の理由により、一時的に児童を保育する。
20	特定保育事業(特定14事業)	通常入所基準に満たない短期就労者のための保育を実施する。



No.	事業名	事業内容
21	男女共同参画支援託児サービス事業	市の主催する講座等に参加する市民及びあつぎパートナーセンター貸館利用者に対して、託児サービスを実施する。
22	留守家庭児童クラブ運営事業（特定14事業）	市内の全小学校区において、余裕教室や学校敷地内専用施設等を利用し、公設公営により留守家庭児童クラブを運営する。
23	地域児童クラブ育成支援事業	留守家庭の児童を集団育成し、健全育成を図っている団体に対し、補助金を交付する。
24	トワイライトステイ事業（特定14事業）（新規）	保護者が残業などで帰宅が遅い家庭の児童を、夜間一時的に預かる事業の実施について検討する。
25	子育てショートステイ事業（特定14事業）	2歳から小学校就学前の児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設等で適切に保護する。
26	産休明け保育	生後8週から保育を実施する。
27	家庭保育福祉員事業	市が認定した家庭保育福祉員の自宅で、「生後8週以上3歳未満」の乳幼児を保育する。
28	私立幼稚園預かり保育推進補助事業	幼稚園が定めている教育時間終了後又は長期休業中に、保護者の希望により引き続き園児の保育を行う預かり保育を実施している市内私立幼稚園へ補助金を交付する。
29	認定こども園調査研究事業（新規）	関係者による勉強会を開催し、認定こども園の導入について、調査研究を実施する。
30	子育て情報の充実	庁内関係課による担当者会議を開催し、市ホームページ子育てサイトの充実を図る。
31	子育てガイドの作成	子育てガイドブックの改訂を行う。
32	市立保育所SNSの充実	市民等が、各市立保育所SNSにより気軽に子育て等の情報交換できるようにする。
33	幼稚園についての情報提供	ホームページに市内私立幼稚園の情報を掲載するほか、事務室及び市政情報コーナーに幼稚園入園案内パンフレットを配置する。
34	子育てサークルへのサポート（新規）	必要に応じて、活動している人への相談や情報提供を行う。
35	子育て関係者会議（新規）	子育て関係者による会議を開催し、情報の共有化を図る。

基本施策2 子どもと親の健康づくりの推進

現状と課題

子どもが健やかに生まれ、育成されるためには、子どもと親が心身共に健康であることが望まれます。そのためには、安心して妊娠・出産できる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安や悩みを軽減し、伸び伸びと安心して子育てを楽しめるよう各種保健事業や相談事業の推進に加え、父親の育児参加を促進する必要があります。

ニーズ調査の結果によると、乳幼児健診や親子教室、母子健康教室の認知度や利用意向が高くなっています。また、今後重点的に取り組んでほしい事項として「小児救急医療など小児医療体制の充実」が就学前児童世帯、小学校児童世帯共に6割を超える結果となっています。

子どもが心身共に元気に成長できるよう、乳幼児期・学童期・思春期のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的に取り組んでいくとともに、食を通じて豊かな人間性や家族の絆が形成され、心身の健全育成につながることから「食育」に関する理解を促し、普及することが重要です。



【個別施策と方向性】

(1) 子どもと親の健康の維持増進

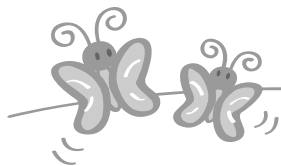
- 妊娠期、出産、乳幼児期から思春期を通して親子の健康が確保されるよう努めます。
- 子どもの健やかな発達の促進と親の育児不安の軽減を図ります。
- 妊娠期から父親の育児参加意識を高め、両親が協力して子育てする環境づくりを促進します。

(2) 食育の推進

- 母親と乳幼児の健康の確保を図るため、適切な食生活の重要性など食育に関する学習や情報提供について充実を図ります。
- 離乳食マスターセミナーやすくすくチャイルドセミナー等の充実を図ります。
- 子どもの成長段階に応じた食育を推進します。

(3) 思春期における保健対策の充実

- 食習慣・こころの健康・喫煙・飲酒・薬物・性に関することなど、思春期における保健対策の充実に努めます。



(4) 小児医療の充実

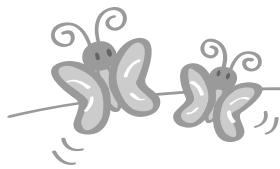
○小児医療体制は、安心して子ども生み、健やかに育てる環境の基盤となるため、小児医療の充実に努めます。

○小児の健康の保持及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容
36	妊婦健康診査	妊婦に対し、定期健康診査の費用の一部を補助する。
37	乳幼児健康診査	4か月児、8～9か月児健康診査を実施医療機関、1歳6か月児、2歳6か月児歯科、3歳6か月児健康診査を保健センターにて実施する。
38	乳幼児健康相談	月齢別に相談日を開設し、身長・体重測定、母乳・栄養相談、保健相談を実施する。
39	妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診票を交付する。実施医療機関において、歯科及び疾患健診、歯科保健指導及びブラッシング指導等を提供する。
40	産婦・新生児訪問事業	出産後2か月以内の産婦と新生児に対し訪問による計測や保健指導を行う。
41	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（新規）	保健師、助産師及び保育士等による、市内に住所を有する、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児不安に関する情報提供、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言、要支援家庭に対する提供サービスの検討、及び関係機関との連携調整を行う。
42	予防接種事業	BCG、三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎の個別定期予防接種を契約医療機関で実施し、ポリオについては、集団接種で実施する。
43	母子手帳の交付	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付するとともに、子育て応援ブック(父子手帳)等の配布により情報を提供する。
44	不妊治療費助成事業	特定不妊治療（顕微授精、体外受精）について、治療に要する費用の一部を助成する。
45	私立幼稚園園児尿・ぎょう虫卵検査補助事業	幼稚園に在園する園児に対し、尿・ぎょう虫卵検査を実施した市内私立幼稚園の設置者に補助金を交付する。

No.	事業名	事業内容
46	すこやかマタニティクラス	妊婦の健康管理、食事、歯の健康や育児についての講義及び実習を実施する。
47	母子健康教育	健康の保持増進を図るため、離乳食マスターセミナー等各種教室の開催やメールマガジンの配信(赤ちゃん通信)など母子保健に関する正しい知識の普及啓発を行う。
48	食育の推進	認可保育所の食育計画に基づき、食育を実施する。
49	学校給食への地場農産物導入事業	地場農産物を活用した学校給食「パクパクあつぎ産デー」を実施する。
50	小児生活習慣病対策等啓発事業	児童・生徒、保護者を対象に、小児生活習慣病等予防のための啓発活動を行う。
51	学校での保健指導の充実	エイズに関する情報、薬物等防止の情報を各小・中学校へ周知する。
52	救急医療事業	休日・夜間において、救急患者の内科、小児科、外科、歯科等についての診療を確保するため、休日夜間診察所、病院群輪番制病院及び休日歯科診療を運営する。
53	あつぎ健康相談ダイヤル24(新規)	健康、医療、育児、介護、メンタルヘルス等の相談に365日・24時間対応可能な電話による健康・医療相談窓口業務を実施する。
54	小児医療費助成	小学校修了までの入通院及び中学校修了までの入院の医療費について、健康保険適用の自己負担額を助成する。



基本施策 3 子どもが健やかに成長できる教育環境の充実

現状と課題

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応できるよう、自ら学び、考え、判断し行動する、生きる力を身に付けるとともに、他人への思いやりや自然への愛情をはぐくみ、心身共に健やかに成長できる環境づくりが求められています。

ニーズ調査の結果によると、本市は科学館、図書館、児童館等が充実しており、イベントにも参加しやすいという意見が多くあり、また、テレビ等での残虐性や暴力描写が気になるかの問いでは、5割が「特に気にならない」という結果となっています。

また、家庭での生命の大切さを教える工夫を行っているかとの問いでは、4割が「特に工夫していない」、1割が「大切さはわかるが、どうしてよいかわからない」となっています。

豊かな人間性や思いやりの心を育てるため、家庭・保育所(園)・幼稚園・学校・地域社会の十分な連携の下、子どもが心身共に健やかに成長できる教育環境の充実を図る必要があります。



【個別施策と方向性】

(1) 子どもの生きる力をはぐくむ教育環境の充実

- 「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。
- 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します。
- 家庭・保育所(園)・幼稚園・学校・地域社会の十分な連携の下、子どもが健やかに成長できる教育環境の充実を図ります。

(2) 子どもの様々な学習の機会やスポーツ活動の推進

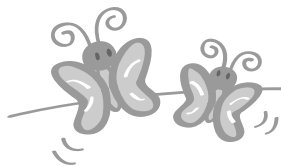
- 豊かな人間性と思いやりの心を育てるため、自然や人とのふれあいの場と様々な学習の機会を提供します。
- 子どもが参加するスポーツ活動を推進します。

(3) 幼稚園・保育所(園)・小学校との連携

- 幼稚園・保育所(園)・小学校の子どもたちが、交流できる機会を創出します。
- 幼稚園・保育所(園)・小学校、保健福祉分野の関係者が、情報交換や合同研修会を通じて、教育環境の充実に向けた連携を図ります。

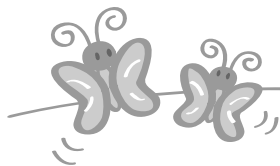
【個別事業】

No.	事業名	事業内容
55	小学校1年生35人学級実施事業	小学校1年生標準学級編制（40人）で、1学級の児童数が35人を超える学校については、1学級増級し、全小学校35人以下の学級編制とする。また、増級した学校には非常勤講師を配置する。
56	教育活動補助員派遣事業	各小学校に教育活動補助員を配置し、学級担任の補助を行う。
57	中学校非常勤講師派遣事業	生徒指導上課題がある中学校に非常勤講師を派遣する。
58	中学校への補助教員派遣事業	市内全13中学校の1年生に対して、数学と英語の授業を側面から支援する補助教員を学校規模に応じて配置する。
59	元気アップスクール推進事業	学校と家庭、地域が連携・協働することにより、各小・中学校が地域の特色を活かしながら、創意工夫ある教育活動を展開し、ふるさと厚木を愛する子どもの育成や子どもにとって魅力ある学校づくりを推進する。
60	外国語指導助手派遣事業	小・中学校に英語を母語とする外国語指導助手を配置することにより、国際理解の素地を培い、コミュニケーション活動を中心とした英語教育の推進を図る。
61	理科教育推進事業	地域の企業や市内の理工系大学と連携し、各小学校で「おもしろ理科実験教室」を実施する。
62	小学校算数・理科支援員派遣事業	きめ細かな学習指導を側面から支援する算数・理科支援員を派遣する。
63	小学校「放課後あつぎ元気塾」実施事業	放課後の教室を利用し、小学校3、4年生の児童に国語及び算数の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、復習を中心とした個別の学習指導を行う元気塾講師を小学校に配置する。
64	厚木市SEL教育基金事業	厚木市SEL教育基金を活用し、児童・生徒の表彰、携帯型学習機器を活用した学習、厚木こども科学賞の授与等を行う。
65	教育活動サポート事業	市内の大学と連携し、小・中学校の教育活動を支援する学生ボランティアを登録し、小・中学校からの要請に応じてボランティアを派遣する。
66	学校ICTサポーター事業	学校ICTサポーターを小・中学校36校、適応指導ルーム及び相談指導教室に配置して授業等の補助を行う。



No.	事業名	事業内容
67	ブックスタート事業	子育て支援センターとの連携により、0歳児とその保護者に、赤ちゃん絵本やブックリスト、図書館及び子育て支援センターの利用案内等が入ったブックスタートパックを手渡し、一人一人の発達段階に応じた絵本の読み聞かせ方及び図書館利用等について説明する。
68	子ども読書活動推進事業	幼児・児童の発達段階に応じた各種おはなし会や人形劇等行事の開催、小・中学生への推薦図書リストの配布、読み聞かせボランティアの養成講座等の開催、読書に関わる講演会等の開催を行う。
69	中央図書館の運営	児童書の個人貸出のほか、小・中学校や幼稚園、読み聞かせ団体等への団体貸出を推進する。また、季節や主題による児童書の特集展示を実施する。
70	移動図書館の運営	中央図書館から遠い公園等を中心としたサービスポイント（23箇所程度）を巡回し、貸出等を行う。
71	公民館図書室等運営事業	8公民館の図書室で、オンライン・ネットワークによる図書館サービス（資料の貸出・返却、資料の検索・予約、予約資料の受け渡し、資料調査、おはなし会など）を行う。また、6公民館の事務室で、予約した資料の受け取りと返却ができるサービス（予約資料搬送サービス）を行う。
72	中央図書館資料整備事業	図書・雑誌・新聞・視聴覚資料・国際資料等や、児童書・紙芝居、パネルシアター・エプロンシアター等の行事関係資料を選定・購入する。
73	学校支援プロジェクトチーム事業	関係機関等と連携して、プロジェクトチームを組織し、一人一人に適した対応を図る。また、定期的に学校訪問を行い、必要な情報を収集し、問題行動未然防止の観点から管理職や児童・生徒指導教員に対し、組織的かつ効果的な児童・生徒指導について助言を行う。
74	心の教育推進事業	児童・生徒や保護者が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となりうる相談員を学校に配置する。
75	青少年教育相談事業	心理相談員がカウンセリングを行う来所相談、相談専用の回線による電話相談、インターネットを活用したメール相談など多様な形態で青少年やその保護者からの相談に応じる。

No.	事業名	事業内容
76	登校支援推進事業	小学校へ派遣するスクールカウンセラーによるカウンセリング、登校支援相談員による訪問相談、モデル校における学級集団アセスメントを実施する。 また、不登校サポートチームを設置し、対応を協議する。
77	適応指導教室運営事業	個別活動や小集団での体験活動を通して適応指導及び生活指導を行う適応指導ルームや、学習指導、小集団活動、体験的な学習を通して適応指導を行う相談指導教室の運営を行う。
78	部活動等振興交付金	各中学校の部活動、体育活動及び文化活動に対して交付金を交付する。
79	関東・全国大会等派遣交付金	各中学校の部活動において、県大会以上の大会に参加する生徒に対して、交通費や宿泊費等を交付する。
80	七沢自然ふれあいセンター事業	児童・生徒の送迎用バス賃借や活動交付金の交付及び消耗品等の購入を行う。
81	子ども自然体験教室	七沢の野山の自然にふれながら、普段経験できないような体験を通して、自然への感性を育てるとともに、人と人とのふれあいを深める。
82	親子ふれあい自然体験教室	近隣の農家と協働で七沢自然ふれあいセンター体験農園及び野外炊事場を利用した野外活動を通して、親子並びに他の家族とのふれあいを深める。
83	自然環境体験事業	森林セラピーに認定された自然環境で、森の癒しを肌で感じ、動植物に接し自然保護の大切さ、豊かさを感じ取ってもらう。
84	青少年自然文化体験研修事業	子どもたちが友好都市網走市及び横手市を訪問し、自然に触れ合う体験学習及び交流活動を実施する。
85	水辺ふれあい創出事業	子どもたちが身近な河川での環境学習に取り組む機会を提供する。
86	情報プラザ維持管理事業	パソコンのインストラクター業務の実施や各種パソコン講座、小学生向けのイベントを開催することにより、市民の情報化社会への対応を支援する。
87	厚木青少年音楽コンクール開催事業	クラシック4部門（ピアノ、ヴァイオリン、声楽、その他楽器）で構成する青少年向け音楽コンクールを開催する。また、上位入賞者には、市民文化祭での記念演奏や他の音楽コンクールの出場経費に対する奨励金の交付など、ステップアップを図る機会を提供する。



No.	事業名	事業内容
88	文化のまち推進事業	厚木市文化振興財団が実施主体になり、文化会館で公演などを行うアーティストを派遣するアウトリーチ事業を実施する。また、市が実施主体になり、地元アーティストの派遣を中心とした、まちと芸術家の出会い創出事業を実施する。
89	出前講座	市民等の団体が主催する研修会等で、市政の説明、専門知識を活かした実習等を実施する。
90	子ども科学館運営事業	大人も子どもも楽しめるような、プラネタリウム番組を投影する。また、工作教室や科学実験教室など子どもに科学に対する興味を促す事業を実施する。
91	無形民俗文化財の公開	保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び大学での普及公演の実施及び郷土芸能まつりを開催する。
92	郷土資料館事業	ミニ展示や企画展示の開催、自然観察会などの野外行事の開催、学校カリキュラムに連動した出前展示会の開催、郷土学習に関する問い合わせ業務など、郷土学習の機会提供を行う。
93	平和都市推進事業	都内平和関連施設を訪問する「親と子で考えるピースリングバスツアー」及び原爆投下日に合わせて広島又は長崎を訪問する「親と子で平和を考える旅」を隔年で行う。
94	あつぎマラソン	市民を始め、県内外のマラソン愛好者を対象に大会を実施する。
95	月例マラソン	月例マラソンを年4回開催する。
96	体力アップ事業	湘南ベルマーレによる、小学校体育巡回指導を実施する。
97	幼稚園・保育所(園)・小学校との連携事業(新規)	幼稚園・保育所(園)・小学校・保健福祉分野の関係者による、情報交換や合同研修等を実施する。

基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

現状と課題

安心して楽しく子育てをするためには、子育てしやすい生活環境の整備と経済的負担の軽減が求められています。

ニーズ調査の結果によると、子育てをしていて特に困ること（困ったこと）は、「安心して子どもを遊ばせる場所がない」が4割、「ベビーカーでの移動に不自由なこと」が約3割、「公共施設や公共機関に子供連れに対しての理解があまりない」が2割となっています。子育てをするために十分な家の広さや間取りとなっているかでは、3割強が「そう思わない」となっています。

公共交通機関や道路、公共施設などのバリアフリー化や授乳施設設置の啓発を図るなど、安心して楽しく外出できる環境を整えとともに、子育て環境に適した居住環境づくりを推進する必要があります。



【個別施策と方向性】

（1）安心して外出できる環境の整備

○妊産婦、乳幼児連れの保護者のために、道路、公園、交通機関、公共施設などにおいて、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

○安心して乳児を連れて外出できるよう授乳施設設置の啓発を図ります。

（2）良質な居住環境の推進

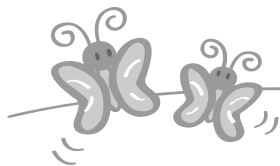
○子育て環境に適した住宅供給を支援します。

（3）子育て家庭への経済的支援

○子育て家庭に対し、各種の経済的な支援を図ります。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容
98	公園緑地整備事業	公園整備に伴う測量、設計を行い、新規公園建設工事及び老朽化した公園の改修工事を行う。



No.	事業名	事業内容
99	道路交通環境改善事業	特定旅客施設（本厚木駅、愛甲石田駅）を中心とする重点整備地区内の歩道において、バリアフリー化工事を実施する。 （段差解消、縦横断勾配の緩和、舗装材料の変更）
100	授乳施設等設置の啓発	公共施設をはじめ、民間の商業施設に対して、授乳施設及び授乳スペースの設置を啓発する。
101	水源環境保全・再生事業	水辺にふれあえる施設の整備を行う。
102	市営住宅維持管理事業	市営住宅の募集に際し、母（父）子世帯・多子世帯に対しては、当選の確率を上げるため、抽選時に3倍の優遇措置をする。
103	特定優良賃貸住宅管理事業	入居者の所得に応じて家賃の減額補助を行う。
104	出産費用貸付費用	低所得世帯出産費用の貸付けを受けようとする者に対して、出産費用の貸付けを行う。
105	子育て日常生活支援事業	第2子以降の子を養育する子育て世帯に対し、紙おむつ等を支給する。
106	子育てヘルパー事業	第3子以降で満1歳未満の乳児を養育している世帯に対し、家事や育児などを支援する子育てヘルパーを派遣し、それに要した費用を給付する。また、民間の子育てヘルパーを利用した場合にも同様に費用の給付を行う。
107	私設保育施設入所児助成事業	私設保育施設に年度4か月以上在籍している保育に欠ける児童の保護者に対して助成を行う。
108	私立幼稚園就園奨励費補助事業	保護者が納付すべき市民税額に応じて、保育料等の一部を補助する就園奨励費補助金を私立幼稚園設置者に交付する。
109	要保護及び準要保護児童就学援助事業（小学校）	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。
110	要保護及び準要保護生徒就学援助事業（中学校）	経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。
111	小学校特別支援学級等就学奨励事業	特別支援学級等に就学する児童の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。
112	中学校特別支援学級就学奨励事業	特別支援学級に就学する生徒の保護者に、学用品費などの経費の一部を支給する。
113	高等学校等修学旅行費支援金	経済的な理由により修学旅行に参加することが困難な生徒の保護者等に経費の一部を支給する。
114	小学校保護者負担軽減事業	図工科、家庭科を中心とした教材等や、クラブ活動に係る消耗品・備品を購入する。



No.	事業名	事業内容
115	中学校保護者負担軽減事業	芸術科、技術・家庭科を中心とした教材等や、部活動に係る備品を購入する。



基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

育児休業法の施行など、仕事と子育ての両立における制度は徐々に整備されてきていますが、依然として、男性の育児休業の取得がほとんど見受けられないなど、制度の実現面などに課題があります。また、男女共に、長時間労働等の影響により、仕事と子育ての両立に悩む親も多く、より一層、仕事と生活の調和が図られる職場環境が求められています。

ニーズ調査の結果によると、母親の就労率をみると「常勤者（フルタイム）」「パート・アルバイト」を含めると就学前児童世帯が3割、小学校児童世帯が5割を超えています。また、現在、未就労の母親の7割が今後の就労意向をもっています。父親が子育てにかかわりづらい理由として「残業などが多く、仕事を優先せざるを得ないこと」が8割近くとなっており、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発が今後の課題となっています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、事業主や職場の一人一人が「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、また、子育て期に適した働き方の選択ができるなど、多様な働き方や仕事と生活の調和に対する企業の自主的な取組への支援を推進するとともに、子育ては、男女が共に責任を担うものであるという認識に基づき、男女の固定的な役割分担を見直すよう意識の変革について啓発等する必要があります。



【個別施策と方向性】

（1）事業主等への広報・啓発

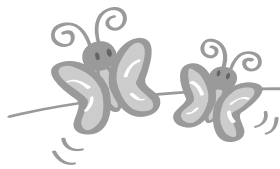
- 中小企業における事業所内保育施設の設置を促進し、保育サービスの拡大を図ります。
- 男性の子育てへの積極的な参加を促進するため、子育て出前講座を実施します。

（2）仕事と子育ての両立の推進

- 早期に職場復帰を望む保護者のため、産休明け保育の充実を図ります。
- 仕事をしながら生き生きと子育てをしている女性にインタビューを行い、働く母親が楽しく子育てと仕事を両立させるためのヒントを提供します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容
116	事業所内保育施設設置補助事業	企業が設置する事業所内保育所の施設整備費について、その費用の一部を補助する。
117	企業の子育て支援推進事業	ワーク・ライフ・バランスの専門家を企業へ派遣し、企業内講習会を行う。また、ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットを作成し、企業へ配付する。
118	子育て出前講座	男性の子育てへの積極的な参加を促進するために、企業内で「子育て出前講座」を実施する。
119	勤労者支援事業	勤労ニュースに労働環境整備に関する記事を掲載するとともに、駅前大型ビジョンを利用した文字放送を行う。
120	就労対策事業	女性、若年者、退職者等のための就職支援セミナー及び相談を開催する。また、定期的な相談事業として求職者支援相談等を毎月開催する。
121	産休明け保育（再掲）	生後8週から保育を実施する。
122	保育施設の整備（再掲）	社会福祉法人等民間保育所の施設整備に要する経費の一部を補助する。
123	家庭保育福祉員事業（再掲）	市が認定した家庭保育福祉員の自宅で、「生後8週以上3歳未満」の乳幼児を保育する。
124	延長保育事業（再掲）	基本の保育サービス時間を超えて、保育を実施する。
125	夜間保育の推進（再掲）	夜間の保護者の勤務等により保育に欠ける児童の保育を実施する。
126	休日保育事業（再掲）	日曜、祝日等に勤務する保護者のニーズを把握し、休日保育事業の実施について検討する。
127	施設型病後児保育事業（再掲）	子どもの看護が必要であるが、勤務等の都合により休暇が取れない保護者のため、病気の回復期にあり集団保育が困難な児童の保育を実施する。
128	一時預かり事業（再掲）	保護者の傷病・入院、育児疲れ解消等の理由により一時的に児童を保育する。
129	特定保育事業（再掲）	通常入所基準に満たない短期就労者のための保育を実施する。
130	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が相互で育児援助を行う。
131	キラキラママ発信事業（新規）	仕事をしながら生き生きと子育てをしている女性にインタビューを行い、ホームページ等にて公開する。



基本施策6 セーフコミュニティの推進

現状と課題

子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことなく、安心して生活できる環境が求められています。地域ぐるみで子どもを守るため、交通安全の確保や防犯対策を推進するとともに、「事故やけがなどは決して偶然の結果ではなく、予防できる」との理念の下、地域、学校、行政、家庭、関係機関の協働により、セーフコミュニティを推進することが重要です。

ニーズ調査の結果によると、子育てをしていて特に困ること（困ったこと）は、「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配」が4割となっており、犯罪被害に遭った経験では「ある」が1.2%、「遭いそうになった」が4.5%となっています。また、子どもの安全を確保するために地域として取り組むべきことは「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が7割強、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪等から守るための取組」が5割強となっています。



【個別施策と方向性】

（1）子どもを対象としたセーフコミュニティの推進

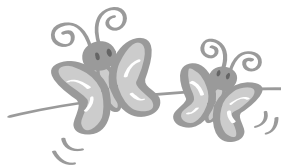
- 地域ぐるみで子どもの安全に向けた取組を推進します。
- 家庭における子どもの事故対策のため、保護者を対象とする事故予防講習会を実施します。
- 学校、PTA、地域、行政、関係機関が協働で、子どもの安全確保に努めます。
- 危険予知力を身に付けるトレーニングの実施を通じて、子ども自らの危機管理能力を高めます。
- 子どもの成長に応じ、様々な場面におけるセーフコミュニティの取組を推進します。

（2）子どもの交通安全の確保や防犯対策の推進

- 子どもを交通事故から守るための施策や事業を推進します。
- 子どもの交通安全に対する意識を向上させるため、交通安全教室を実施します。
- 防犯活動を効果的に実施するため、「ケータイSOS」を発信します。
- 登下校において、不審者から身を守るための防犯ブザーの普及に努めます。
- 子どもが安心して歩行できるよう、防犯灯を設置します。
- 犯罪の未然防止のため、市民安全指導員によるパトロールを実施します。
- 子どもたちが安全に歩行できるよう、歩道、横断歩道の整備を図ります。
- 通学路における児童・生徒の安全確保のため、スクールゾーン表示板を設置し、周知を図ります。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容
132	セーフコミュニティ推進事業	安心安全活動の推進や市民を対象として啓発事業を実施する。また、対策委員会（タスクフォース）による安心・安全対策の実施やモデル地区による地域の実情にあった安心・安全対策等を実施する。
133	危険予知トレーニング	児童館や青少年健全育成団体の研修会等において危険予知トレーニング（どのような危険が潜んでいるかを予知し、あらかじめ安全に対する構えをもっておくことで、危険を回避し、けがや事故防止につながる）を実施する。
134	次世代防犯活動促進事業	高校生及び大学生の地域防犯活動等への参加を促進し、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図る。
135	かけこみポイント事業	学校、PTAとの連携を図り、地域防犯団体、企業、店舗、個人等に協力をしていただき、児童・生徒を始め、市民が緊急避難のできる「かけこみポイント」の登録を促進する。
136	チャイルドシート推進事業	1歳未満の乳児を養育し、自動車を使用する市民に対してチャイルドシートの貸出を行う。
137	児童用自転車ヘルメット購入助成事業（新規）	児童用自転車ヘルメットの購入費の一部を助成する。
138	幼児2人同乗用自転車購入助成事業（新規）	幼児2人同乗用自転車を購入した保護者に対し、その費用の一部を助成する。
139	交通安全教育事業（新規）	交通教育指導員を配置し、保育所（園）、幼稚園、小学校等で交通安全教室を実施する。
140	防犯啓発事業	防犯啓発看板を作成・設置する。また、防犯キャンペーンやイベントにおいて啓発物品を配布する。
141	防犯情報ネットワーク事業	登下校時の「愛の目運動」の充実を図るため、ケータイSOSネットや市ホームページ等を通じ、防犯情報等を提供する。
142	児童・生徒登下校等安全推進事業	児童・生徒が安心して登下校できるよう、防犯ブザーの配付や学童通学誘導員の配置等の事業を実施する。
143	防犯灯設置事業	夜間における防犯効果を高め、犯罪や非行等の未然防止を図るため、道路上の見通しの悪い箇所や暗闇などの危険な箇所に、防犯灯を設置する。
144	街頭犯罪対策事業	市街地や防犯重点地域など犯罪発生状況に応じ、市民安全指導員による市内巡回パトロールを実施する。



No.	事業名	事業内容
145	見守りシステム構築事業	犯罪の抑止に高い効果が期待できる防犯カメラを利用し、市民等を見守る。
146	歩道整備事業	歩行者と車両を分離するための歩道整備を実施する。
147	中心市街地交通環境整備事業	中心市街地における細街路において路側帯のカラー化舗装を行うことにより、歩行者等と車両を視覚的に分離し、安心・安全な道路整備を行う。また、中心市街地における歩道において自転車と歩行者の歩行、走行区分を明示することにより、交通を整序化し、自転車や歩行者に係る事故の防止を図る道路整備を行う。

基本施策7 特別なサポートを必要とする子育て家庭への取組の推進

現状と課題

ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障がいがある子どもの家庭、外国籍の家庭など、その家庭と子どもの状況に合わせた適切なサポートが求められています。

ニーズ調査の結果によると、日常的な子育てで「どう対応したらよいかわからなくなることがある」が、就学前児童世帯で6割を超えています。また、4割強が「子どもの世話を放棄したくなった」経験があり、1割強が「子どもを虐待していると思う」ことがあるという結果となっています。

また、児童虐待は、子どもの心身共に安全を脅かす深刻な問題であり、地域の協力を得ながら、関係機関が連携し、迅速かつ適切な対応を行うとともに、虐待の未然防止や早期発見に努める必要があります。



【個別施策と方向性】

(1) 児童虐待防止対策の充実

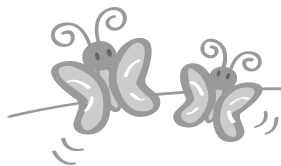
- 児童虐待について迅速な対応を図るため、相談窓口の充実を図ります。
- 要保護児童に関して、適切な対応を行うため、関係機関との十分な連携を図ります。
- 児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭が抱える様々な問題の解決を図るため、専門の相談員による窓口相談の充実を図ります。
- 母子家庭の母の自立を支援するため、各種事業を展開します。

(3) 特に配慮を必要とする子どもや子育て家庭への施策の充実

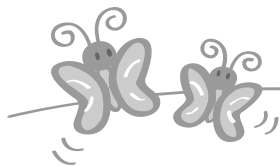
- 障がいがある子どもの受け入れを行い、統合保育を推進します。
- 障がいのある子どもの状況に応じた施策・事業を推進します。
- 専門的な技術や指導による療育や子育て支援を目的に関係機関との連携を図り、子どもの状況に応じた相談、指導を行います。
- 発達に心配のある子どもに関して、適切な療養環境づくりの助言を行います。
- 外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、日本語指導等を行います。



【個別事業】

No.	事業名	事業内容
148	民生委員児童委員事業	児童や子育て家庭に対し、住民の立場に立って相談に応じ援助等を行う、民生委員・児童委員の活動を支援する。
149	虐待防止相談体制の強化・充実	児童虐待の電話及び面接による相談、さらにケースに応じた家庭訪問による相談及び指導を実施する。
150	児童虐待防止対策事業虐待防止ネットワーク構築	要保護児童対策地域協議会運営により、各種関係団体とのネットワークを図る。
151	一時避難場所の確保	児童虐待の児童当事者が保護を求めている、状況が切迫している状況、既に重大な結果が生じている場合など状況に応じて、緊急に一時避難場所を確保する。
152	児童虐待防止対策事業	要保護児童対策協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）を開催し、関係機関と連携を図るとともに要保護児童等の相談や家庭訪問を実施する。
153	児童虐待対応マニュアル作成	児童虐待防止月間に児童虐待ポスターの掲示、パンフレットの配布を実施する。また、児童虐待防止に関するマニュアルを各関係機関に配布する。
154	母子・父子相談事業	個別の事情に応じた母子・父子家庭が抱える様々な問題の解決に必要な助言・情報提供をする。
155	相談体制の周知と充実	個別のケースに応じた電話及び窓口での相談を実施する。
156	母子家庭等支援員体制の強化	生活一般（就労・転職・資格取得）、経済的支援（母子福祉資金・寡婦福祉資金）などの相談を実施する。
157	母子家庭高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、資格に関わる養成機関に修業している期間について給付金を支給する。
158	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の一時的疾病等による家事機能や子育ての低下に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に行うための支援を実施する。
159	母子家庭自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得に際し、受講した教育訓練講座受講費の一部を支給する。
160	母子自立支援員研修	全国研修や各ブロックごとの研修会に関連諸分野の専門家等を講師に招いて開催するとともに、必要な研修を受講する。

No.	事業名	事業内容
161	家賃の助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭の母（父）が本人名義で1万円以上6万円以下の賃借物件を契約した場合、その家賃額に応じて助成をする。
162	就学祝金の給付	母子・父子家庭等に対し、就学祝金を支給する。
163	母子等福祉手当の給付	義務教育修了前の児童を養育している母子・父子家庭等に対し、手当を支給する。
164	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の家族が病院等で受診した場合に支払うべき健康保険適用医療費の自己負担額を助成する。
165	統合保育の推進	認可保育所において障害児の受け入れを積極的に進める。
166	統合保育研修	研修などにより、職員の障害児保育についての資質を向上させる。
167	特別支援教育費補助事業	統合保育を行った市内私立幼稚園設置者に対し、補助金を交付する。
168	児童デイサービス事業 ひよこ園	障害福祉サービス受給者証の交付を受けた3歳児から就学前までの幼児及びその保護者の意向に応じたデイサービス計画を作成し、基本的生活習慣や社会性の向上を促すための保育、プール指導、音楽療法等の必要に応じた支援を提供する。
169	障害児就学指導・特別支援教育推進事業	心身に障がいのある子どもたちへの適切な就学指導を行うために設置している「心身障害児就学指導委員会」の運営経費及び伊勢原養護学校小学部・中学部への通学送迎、小・中学校への障害児介助員の配置、ことばの発達相談員等の配置を行う。
170	健康スイミング事業	障害児の水遊び教室や開放、通園、団体貸切等の事業を実施する。
171	障害者居宅生活支援事業	日常生活を営むのに支障がある障害児者のいる家庭に、ホームヘルパー及びガイドヘルパーを派遣する。
172	日中一時支援事業	障害児者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援と障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施する。
173	身体障害者補装具給付等事業	身体障害児者に対し、補装具を新規で交付したり、又は交付済みの補装具を修理する。
174	特別障害者手当等給付事業	日常生活において、常時介護を必要とする在宅障害児者に手当を給付する。



No.	事業名	事業内容
175	障害者祝金等給付事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が、小学校・中学校・高等学校の1年生に入学又は進学した場合に激励金を給付する。
176	障害者一時ケア事業補助金	在宅で障害児を介護している家族等が、冠婚葬祭や通院等の社会的理由、その他私的理由により介護ができない場合に、家族等に代わって介護する障害者一時ケア事業を実施する市民団体等の活動に対し、運営費等を補助する。
177	療育相談事業たんぽぽ教室	1歳から就学前までの発達が心配な児童等に関する相談及び保育士によるグループ指導、療法士による個別指導と巡回相談を行う。
178	外国籍児童・生徒等支援事業	外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒に対し、母語等の話せる日本語指導協力者を派遣する。また、外国籍児童・生徒が多く在籍する学校で、放課後等を利用し日本語取得や学習補助を目的とした補習教室を開設するための支援員を派遣する。

基本施策8 未来を創る心豊かな人づくりの推進

現状と課題

高度情報化社会の進展等により、対人関係を構築する場が減少するなど、人とのつながりが希薄化しており、子どもが豊かな人間性と自主性をはぐくむために必要とするコミュニケーション能力を向上させる機会が減っています。また、少子化の影響等により、子どもたちが乳幼児とふれあう機会が減り、子育ての意義や大切さを見い出しづらくなっています。

未来を創る子どもたちが、豊かな人間性と自主性をはぐくむためには、地域全体で子どもたちを健全に育成することが必要であり、そのためにも、地域の人材やネットワークを活かした地域社会の教育力を高めることが望まれます。

また、家庭は、子どもの心と体を健やかにはぐくみ、基本的な生活習慣や人への信頼、人とのかかわる力を育成する場であることから、教育の原点である家庭教育は重要な役割を担っています。



【個別施策と方向性】

(1) 青少年の健全育成の推進

○青少年が自ら社会で一定の役割を担うという意欲を持ち、社会的存在として社会への参画を果たすため、地域における青少年の活動の機会を充実し、青少年が様々な人との交流や体験・経験を通じて自立性や社会性をもって行動ができるよう健全育成の推進を図ります。

(2) 次世代の親への育成

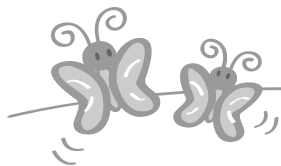
○次代の親になる子どもたちが、乳児や幼児とのふれあいを通じて、生命の尊さや子育ての意義や楽しさを自然に学び、実感できるよう取り組みます。

(3) 地域社会の教育力の向上

○地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上と地域の人材、ネットワークの活用を図ります。

(4) 子どもの居場所づくりの推進

○子どもたちの安全で健やかな活動の場の確保に努めます。



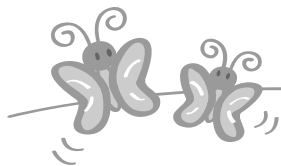
(5) 家庭教育の推進

○家庭については、子どもの心と体を健やかに育てるため、「早寝早起き朝ごはん」を始めとした基本的な生活習慣や人への思いやり、善悪の判断や社会的マナーを身に付ける重要な役割を担っていることから、教育の原点である家庭教育を推進します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容
179	青少年指導員活動事業	自治会、青少年関係団体等と連携を図りながら、地域ぐるみで青少年を育成する推進役となる青少年指導員の資質向上を図る。
180	ジュニアリーダー育成事業	地域の大人と子どものパイプ役として活動するジュニアリーダーの知識と技術を習得するため、各種研修会を実施する。
181	少年少女フェスティバル開催事業	各地区の青少年指導員が中心となり開催するフェスティバルの各体験ブースにおいて、物のない時代に遊んだ素朴な手づくりおもちゃや様々な遊びなどを通じて、物づくりや遊ぶ楽しさを体験する。
182	中・高校生の保育所・幼稚園訪問	生徒が乳幼児とのふれあいにより、出産や子育てに関する話から自分が愛され慈しまれて成長してきたことを知り、将来自分が親になることを想像できるように事業の展開を図る。
183	地域青少年活動事業	地域の青少年健全育成団体等が実施する自主的・主体的な体験活動事業に、青少年育成活動交付金を交付する。
184	非行防止・環境浄化活動	青少年健全育成のため、環境浄化活動としての「心と街のクリーン作戦」や、青少年相談員が青少年の薬物乱用防止を呼びかける「愛の一声みちびき運動」などを実施する。
185	街頭指導活動事業	青少年の問題行動の早期発見・指導を行うため、青少年相談員や専門補導員が、公園や繁華街等を巡回する。
186	輝き厚木塾開設事業	養成したリーダーの活躍の場として、市民の人材を活用した自主企画・運営を基本とする講座「輝き厚木塾」を実施する。
187	児童館運営事業	児童・生徒に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童館事業を実施する。

No.	事業名	事業内容
188	留守家庭児童クラブ運営事業（再掲）	市内の全小学校区において、余裕教室や学校敷地内専用施設等を利用し、公設公営により留守家庭児童クラブを運営する。
189	地域児童クラブ育成支援事業（再掲）	留守家庭の児童を集団育成し、健全育成を図っている団体に対し、補助金を交付する。
190	地域子ども教室推進事業	小学校区単位で地域に組織された運営委員会が、放課後や週末の時間を利用して、学校や児童館、公民館等を活用し、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流事業を実施する。
191	公民館活動事業（公民館学級・講座開催事業）	家庭教育に関する学級講座（親・子ども対象）を各公民館で開講する。
192	家庭教育学級交付金	小・中学校PTA、幼稚園保護者会等に交付金を交付し、家庭教育学級の開設を支援する。
193	家庭教育情報提供事業	家庭教育の必要性や重要性を啓発するとともに、家庭教育に必要な情報を提供するために、幼児、児童等の保護者、幼稚園保護者会、小・中学校PTAを対象に講演会等を開催する。
194	「早寝早起き朝ごはん」啓発推進事業	成長期の子どもに適した規則正しい生活リズムを身に付けさせるため、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを保護者等に啓発する。



目標事業量(特定14事業)の数値目標

この計画を推進するため、国から指定された特定14事業について数値目標を設定し、その達成に努めます。

事業名	平成21年度 実績見込み	平成22年度 目標事業量等	平成26年度 目標事業量等
通常保育事業 〔保護者の就労又は疾病等により、家庭で保育ができない場合に保護者に代わって保育所で保育する事業〕	設置 20箇所 定員 2,110人	設置 21箇所 定員 2,255人	設置 22箇所 定員 2,330人
延長保育事業 〔保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う事業〕	設置 20箇所 定員 795人	設置 21箇所 定員 825人	設置 22箇所 定員 862人
夜間保育事業 〔保護者の就労形態の多様化に対応するため、夜間保育を行う事業〕	設置 1箇所 定員 30人	設置 1箇所 定員 30人	設置 1箇所 定員 30人
休日保育事業 〔日曜・祝日などの休日の保育ニーズに対応するため、休日に保育を行う事業〕	—	—	設置 1箇所 定員 30人
放課後児童健全育成事業 〔保護者の就労等により放課後適切な保護が受けられない児童に対し、留守家庭児童クラブにおいて健全育成を図る事業〕	設置 23箇所 定員 1,117人	設置 25箇所 定員 1,141人	設置 25箇所 定員 1,141人
病後児保育（派遣型）事業 〔病気回復期児童に対し、集団保育や家庭での保育が困難な場合、その家庭に看護師等を派遣して看護保育を行う事業〕	—	—	—
病後児保育（施設型）事業 〔病気回復期児童に対し、集団保育や家庭での保育が困難な場合、一時的に保育所で保育を行う事業〕	設置 1箇所 定員 4人	設置 1箇所 定員 4人	設置 1箇所 定員 4人
一時預かり事業 〔保護者の育児疲れや傷病等により、一時的に保育を行う事業〕	設置 20箇所	設置 21箇所	設置 22箇所

事業名	平成21年度 実績見込み	平成22年度 目標事業量等	平成26年度 目標事業量等
特定保育事業 〔入所基準に満たず、保育所に児童を預けられない短時間(月15日以内64時間以上)就労者のために、保育を行う事業〕	設置 1箇所 定員 20人	設置 1箇所 定員 20人	設置 2箇所 定員 30人
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) 〔保護者の帰宅が仕事や介護等より遅くなる場合、一時的に児童を預かる事業〕	—	—	設置 1箇所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)〔保護者が疾病、出産等で児童を養育できない場合、児童養護施設等において一時的に児童を預かる事業〕	設置 1箇所	設置 1箇所	設置 1箇所
ファミリーサポートセンター事業 〔育児の援助を行いたい者と受けたい者が会員となり、地域において育児に関する相互援助活動を支援する事業〕	設置 1箇所	設置 1箇所	設置 1箇所
地域子育て支援拠点事業 〔子育て家庭の親子が気軽に交流できる場の提供と育児相談に応じるなどにより、子育ての不安や負担感を緩和する事業〕	ひろば型1箇所 センター型 1箇所 移動サロン (児童館37箇所)	ひろば型1箇所 センター型 1箇所 移動サロン (児童館37箇所)	ひろば型3箇所 センター型 1箇所 移動サロン (児童館37箇所)
地域育児センター事業 〔地域において子育て家庭を支援するため、育児相談に応じたり、子育て家庭同士の交流の場と子育ての情報を提供する事業〕	設置 14箇所	設置 15箇所	設置 16箇所



第5章

次世代育成支援計画の 進ちよく状況



第5章 次世代育成支援計画の進ちょく状況

1 基本施策別における進ちょく状況

次世代育成支援計画の進ちょく状況について、平成20年度までの計画目標値に対する実績値等から、基本施策別に実施事業ごとに評価しました。評価ランクについては、「A＝計画どおり進ちょくした」「B＝概ね進ちょくした」「C＝進ちょくしなかった」の3分類としました。

(1) 基本施策Ⅰ 地域における子育て支援

基本施策Ⅰの「地域における子育ての支援」は、「①地域における子育て支援サービスの充実」、「②保育サービスの充実」、「③子育て支援のネットワークづくり」、「④児童の健全育成」を個別施策として方向性を示し、43事業に取り組みました。

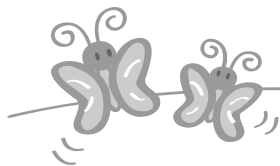
43事業のうちA評価が29事業、B評価が7事業、C評価が4事業、また3事業が終了しており、実施事業の67.4%がA評価となっています。

※子育て支援の意識啓発講習会等、地域における子育て支援サービスのおける事業は、概ね計画どおり進ちょくしていますが、「家庭保育福祉員事業」の福祉員の増員が図れていないなど、課題が残っています。

図表44 基本施策Ⅰの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①地域における子育て支援サービスの充実	11	7	2	1	1
②保育サービスの充実	13	9	—	2	2
③子育て支援のネットワークづくり	4	2	2	—	—
④児童の健全育成	13	9	3	1	—
⑤その他	2	2	—	—	—
計	43	29	7	4	3

(再掲含む)



(2) 基本施策Ⅱ 母性並びに乳幼児の健康の確保

基本施策Ⅱの「母性並びに乳幼児の健康の確保」は、「①母親や乳幼児の健康の確保」、「②食育の推進」、「③思春期保健対策の充実」、「④小児医療の充実」を個別施策として方向性を示し、31事業に取り組みました。

31事業のうちA評価が28事業、B評価が1事業、また2事業が終了しており、実施事業の90.3%がA評価となっています。

※各種健康診査等、母親や乳幼児の健康の確保における事業、離乳食マスターセミナー等を通じた食育の推進など概ね計画どおり進ちょくしています。また、保健指導による思春期保健対策の充実及び救急医療事業等による小児医療の充実における事業も計画どおりに進ちょくしています。

図表45 基本施策Ⅱの進ちょく状況

施策名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①母親や乳幼児の健康の確保	22	20	1	—	1
②食育の推進	5	5	—	—	—
③思春期保健対策の充実	1	1	—	—	—
④小児医療の充実	3	2	—	—	1
計	31	28	1	—	2

(再掲含む)

(3) 基本施策Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策Ⅲの「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」は、「①子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備」、「②家庭や地域の教育力の向上」を個別施策として方向性を示し、37事業に取り組みました。

37事業のうちA評価が27事業、B評価が6事業、C評価が1事業、また3事業が終了しており、実施事業の72.9%がA評価となっています。

※補助教員派遣事業やプラネタリウム事業等、子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備に位置付けられた事業は、概ね計画どおりに進ちょくしています。また、地域子ども教室推進事業、保育料や小中学校等の各種経済的支援等、家庭や地域の教育力の向上における事業も、概ね計画どおりに進ちょくしています。

図表46 基本施策Ⅲの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	17	16	—	1	—
②家庭や地域の教育力の向上	20	11	6	—	3
計	37	27	6	1	3

(再掲含む)

(4) 基本施策Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策Ⅳの「子育てを支援する生活環境の整備」は、「①良質な住宅の確保情報の提供」、「②良好な居住環境の確保」、「③安全な道路交通環境の整備」、「④安心して外出できる環境の整備」、「⑤安全・安心まちづくりの推進等」を個別施策として方向性を示し、22事業に取り組みました。

22事業のうちA評価が14事業、B評価が1事業、また7事業終了しており、実施事業の63.6%がA評価となっています。

図表47 基本施策Ⅳの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①良質な住宅の確保情報の提供	3	2	1	—	—
②良好な居住環境の確保	4	2	—	—	2
③安全な道路交通環境の整備	4	3	—	—	1
④安心して外出できる環境の整備	6	3	—	—	3
⑤安全・安心まちづくりの推進等	5	4	—	—	1
計	22	14	1	—	7

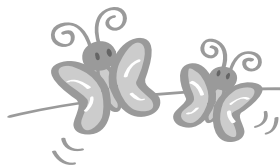
(再掲含む)

(5) 基本施策Ⅴ 職業生活と家庭生活の両立の支援

基本施策Ⅴの「職業生活と家庭生活の両立の支援」は、「①男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進」、「②仕事と子育ての両立の推進」を個別施策として方向性を示し、17事業に取り組みました。

17事業のうちA評価が9事業、B評価が2事業、C評価が5事業、また1事業が終了しており、実施事業の52.9%がA評価となっています。

※労働環境の整備に関する啓発事業等、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進における事業は、概ね計画どおりに進ちょくしています。



また、産休明け保育等、仕事と子育ての両立の推進における事業も概ね計画どおり進められているものの、事業主への啓発等が、今後の課題となっています。

図表48 基本施策Ⅴの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進	9	4	2	3	—
②仕事と子育ての両立の推進	8	5	—	2	1
計	17	9	2	5	1

(再掲含む)

(6) 基本施策Ⅵ 子ども等の安全の確保

基本施策Ⅵの「子ども等の安全の確保」は、「①子どもの交通安全を確保するための活動の推進」、「②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」、「③被害に遭った子どもの保護の推進」を個別施策として方向性を示し、11事業に取り組みました。

11事業のうちA評価が7事業、B評価が2事業、また2事業が終了しており、実施事業の63.6%がA評価となっています。

※交通安全教育事業や防犯情報ネットワーク推進事業等を通じ、子どもの交通安全の確保や子どもを犯罪等の被害から守るための活動は、概ね計画通りの進ちょくとなっています。また、青少年相談事業において被害に遭った子どもの保護の推進も計画通り進ちょくしています。

図表49 基本施策Ⅵの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	2	1	—	—
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	7	4	1	—	2
③被害に遭った子どもの保護の推進	1	1	—	—	—
計	11	7	2	—	2

(再掲含む)

(7) 基本施策Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基本施策Ⅶの「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」は、「①児童虐待防止対策の充実」、「②母子家庭等の自立支援の推進」、「③障害児施策の充実」を個別施策として方向性を示し、33事業に取り組みました。

33事業のうちA評価が26事業、B評価が3事業、C評価が1事業、また3事業が終了しており、実施事業の78.7%がA評価となっています。

※児童虐待等防止対策の充実や母子家庭等の自立支援の推進については、計画どおり進ちょくしている一方、障がいのある子どもの保育所への入所等について、受け入れ体制が整っていないことなど、障害児施策の充実においては、課題が残っています。

図表50 基本施策Ⅶの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了等
①児童虐待防止対策の充実	6	6	—	—	—
②母子家庭等の自立支援の推進	12	10	—	1	1
③障害児施策の充実	15	10	3	—	2
計	33	26	3	1	3

(再掲含む)

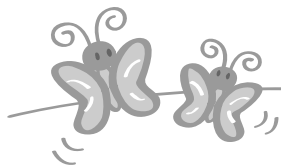
(8) 基本施策Ⅷ 次世代の親への育成

基本施策Ⅷの「次世代の親への育成」は、「①次世代の親への育成」の方向性を示し、中・高校生の保育所、幼稚園訪問事業等に取り組み、3事業は計画どおり進ちょくしています。

※ 子どもと接することの喜びや家庭の重要性を理解できるよう、引き続き、乳幼児とのふれあい事業などを通じ、次代の親への育成が必要とされています。

図表51 基本施策Ⅷの進ちょく状況

施 策 名	事業数	進ちょく状況			
		A	B	C	終了
①次世代の親への育成	3	3	—	—	—
計	3	3	—	—	—



(9) まとめ

次世代育成支援計画では、8つの基本施策及び24個別施策の方向性を示し、197事業に取り組みました。

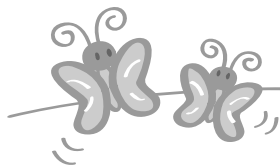
平成20年度までについて、197事業のうち、A評価が143事業、B評価が22事業、C評価が11事業、また21事業が終了等で、実施事業の72.5%がA評価となっています。

※ 終了等した21事業について、最終年度の評価はA評価が14事業、B評価が1事業、C評価が6事業となっています。

2 目標事業量(特定14事業)の進ちょく状況

次世代育成支援計画における国から指定された特定14事業については、次のとおりに進ちょくしています。

事業名	平成16年度 実施事業量	平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込み
通常保育事業 〔保護者の就労又は疾病等により、家庭で保育ができない場合に保護者に代わって保育所で保育する事業〕	設置 17箇所 定員 1,890人	設置 19箇所 定員 2,080人	設置 20箇所 定員 2,110人
延長保育事業 〔保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う事業〕	設置 17箇所 公立6 民間11	設置 19箇所 公立6 民間13	設置 20箇所 公立6 民間14
夜間保育事業 〔保護者の就労形態の多様化に対応するため、夜間保育を行う事業〕	未実施	—	平成18年度から 設置 1箇所 定員 30人
休日保育事業 〔日曜・祝日などの休日の保育ニーズに対応するため、休日に保育を行う事業〕	未実施	設置 1箇所 定員 130人	未実施
放課後児童健全育成事業 〔保護者の就労等により放課後適切な保護が受けられない児童に対し、留守家庭児童クラブにおいて健全育成を図る事業〕	設置 23箇所 定員 1,050人	設置 23箇所 定員 1,050人	設置 23箇所 定員 1,117人
病後児保育（派遣型）事業 〔病気回復期児童に対し、集団保育や家庭での保育が困難な場合、その家庭に看護師等を派遣して看護保育を行う事業〕	未実施	—	—
病後児保育（施設型）事業 〔病気回復期児童に対し、集団保育や家庭での保育が困難な場合、一時的に保育所で保育を行う事業〕	未実施	設置 1箇所 定員 4人	設置 1箇所 定員 4人
一時保育事業 〔保護者の育児疲れや傷病等により、一時的に保育を行う事業〕	設置 4箇所	設置 6箇所	設置 20箇所



事業名	平成16年度 実施事業量	平成21年度 目標事業量	平成21年度 実績見込み
特定保育事業 〔入所基準に満たず、保育所に児童を預けられない短時間(月15日以内64時間以上)就労者のために、保育を行う事業〕	未実施	設置 1箇所 定員 20人	設置 1箇所 定員 20人
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) 〔保護者の帰宅が仕事や介護等より遅くなる場合、児童養護施設等において一時的に児童を預かる事業〕	未実施	—	—
子育て短期支援事業 (ショートステイ) 〔保護者が疾病、出産等で児童を養育できない場合、児童養護施設等において一時的に児童を預かる事業〕	未実施	—	平成20年度から 1箇所
ファミリーサポートセンター事業 〔育児の援助を行いたい者と受けたい者が会員となり、地域において育児に関する相互援助活動を支援する事業〕	設置 1箇所	設置 1箇所	設置 1箇所
地域子育て支援センター事業 〔地域において子育て家庭を支援するため、育児相談に応じたり、子育て家庭同士の交流の場と子育ての情報を提供する事業〕	設置 12箇所	設置 14箇所	設置 14箇所
つどいの広場事業 〔子育て家庭の親子が気軽に交流できる場の提供と育児相談に応じるなどにより、子育ての不安や負担感を緩和する事業〕	サロンにて対応 常設 3箇所 移動 12箇所	サロンにて対応 常設 4箇所 移動 12箇所	ひろば型1箇所 センター型 1箇所 移動サロン (児童館37箇所)



第 6 章

計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、市民、企業、行政等が連携を図り、協働して取り組む必要があります。

1 計画の推進体制

(1) 厚木市次世代育成支援対策地域協議会

市民の代表、学識経験者、関係機関の方々と構成される「厚木市次世代育成支援対策地域協議会」において、各年度における計画の進ちょく状況の把握・点検を継続的に行い、目標の実現に向けて本計画を推進します。

(2) 庁内推進委員会

関係部署職員で構成される庁内推進委員会において、計画の進ちょく管理及び計画の推進に必要な事項を検討し、厚木市次世代育成支援対策地域協議会と連携を図りながら、本計画を推進します。

2 関係機関との連携強化

本計画は、福祉にとどまらず、教育、保健、住宅、道路、産業振興など、様々な分野に関わることで、また、5年間の集中的・計画的な取組が必要であることから、市民団体、子育て支援関係団体、福祉関係団体、児童相談所、保健所、警察、教育機関、医療機関、企業など関係機関との連携を強化します。

資料編



資料編

1 厚木市次世代育成支援対策地域協議会設置規程

（設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条に基づき、厚木市における行動計画の推進等について協議するため、厚木市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市次世代育成支援行動計画の策定及び推進等に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の普及及び啓発に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。

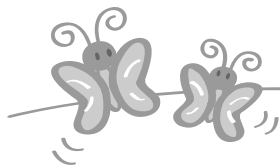
2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求め、又は委員以外の者の会議への出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、こども育成課において処理する。



(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

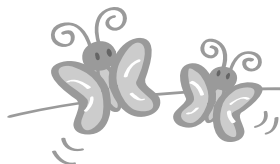
(別表) 第3条関係

厚木市次世代育成支援対策地域協議会を構成する者

	選 出 区 分
1	学識経験者
2	保育園関係者
3	幼稚園関係者
4	教育関係者
5	児童委員
6	事業所団体関係者
7	学童保育関係者
8	医療機関関係者
9	子育て支援に関する活動団体関係者
10	労働関係者
11	市民代表
12	次世代育成支援のため市長が特に認める者

厚木市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

役 職	氏 名	選 出 区 分
会 長	實吉 明子	学識経験者
副会長	小澤 俊通	幼稚園関係者
委 員	島津 容子	保育園関係者
//	笹生 剛	保育園関係者
//	福山 真由美	幼稚園関係者
//	川瀬 典子	教育関係者
//	難波 淑子	児童委員
//	望月 伸晃	事業所団体関係者
//	近藤 正子	学童保育関係者
//	今岡 千栄美	医療機関関係者
//	小原 重孝	医療機関関係者
//	井上 哲男	医療機関関係者
//	加藤 良秋	労働関係者
//	小川 崇仁	子育て支援に関する活動団体関係者
//	鎌田 百合子	子育て支援に関する活動団体関係者
//	難波 みどり	市民代表
//	半澤 栄子	市民代表



2 厚木市次世代育成支援計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づき、厚木市における行動計画の策定及び推進を図るため、厚木市次世代育成支援計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市次世代育成支援行動計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進ちょく管理及び計画の推進に必要な事項の検討に関すること。
- (3) その他計画の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表の者をもって充てる。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長にはこども未来部次長を、副委員長にはこども育成課長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、関係課等の長に対し必要な資料の提出を求め、又は関係課等の長の会議への出席を求め、又は意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

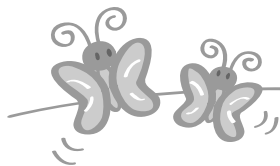
附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

厚木市次世代育成支援計画推進委員会委員

	役 職	職 名
1	委員長	こども未来部次長
2	副委員長	こども育成課長
3	委員	こども家庭課長
4	委員	保育課長
5	委員	青少年課長
6	委員	福祉総務課長
7	委員	障害福祉課長
8	委員	医療政策課長
9	委員	健康づくり課長
10	委員	人権男女参画課長
11	委員	生活安全課長
12	委員	産業振興課長
13	委員	建築住宅課長
14	委員	教育総務課長
15	委員	学務課長
16	委員	社会教育課長
17	委員	学校教育課長
18	委員	教職員課長
19	委員	教育研究所長
20	委員	青少年教育相談センター所長



3 計画策定の経過

- 1 子育て中の保護者の意見やニーズを把握し、本計画に反映するため、市内に在住する就学前児童及び小学校児童のいる保護者を対象として、子育て支援に係るニーズ調査を平成21年2月に実施しました。
- 2 市民を始め子育て関係者の方々との協働による策定体制として、厚木市次世代育成支援対策地域協議会を設置し、平成21年5月から平成22年1月までの間に7回会議を開催しました。
- 3 関係部署の課長職等で構成される厚木市次世代育成支援計画推進委員会において、厚木市次世代育成支援対策地域協議会と連携を図りながら、平成21年5月から平成22年1月までの間に4回会議を開催しました。
- 4 本計画の素案について、パブリック・コメントを平成21年12月18日から平成22年1月22日まで実施しました。
- 5 そのほか、市民の声を直接聞くため、子育て支援センター「もみじの手」、子育てサロン、保育園などにおいてヒアリング等を行いました。

計画策定の経過

年月	アンケート調査	地域協議会	庁内推進委員会	その他
平成21年2月	配付・回収			
3月	報告書作成			
4月		市民委員の公募		
5月		第1回会議	第1回会議	
6月		第2回会議		
7月		第3回会議		ヒアリング等
8月		第4回会議	第2回会議	ヒアリング等
9月				ヒアリング等
10月		第5・6回会議	第3回会議	
11月				
12月				パブリック・コメント
平成22年1月		第7回会議	第4回会議	パブリック・コメント
2月				決定
3月				発行

4 次世代育成支援対策推進法(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

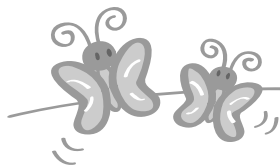
第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。



（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

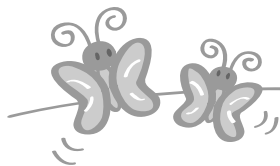
2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。



（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

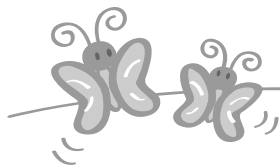
（表示等）

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。



（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況に

について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を



- 適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
 - 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

あつぎこども未来プラン

《平成22年度～平成26年度》



発行 平成22年3月
企画・編集 厚木市 こども未来部 こども育成課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL 046 (225) 2262
FAX 046 (221) 0261





あつぎこども未来プラン

平成22年度～平成26年度